

令和 7 年第 1 回 泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(令和7年3月5日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報告	1	専決処分の承認を求めるについて（令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号））	7
報告	2	決算不認定に係る措置について	25
議案	1	市道路線の認定について	27
議案	2	工事請負等契約の締結について	37
議案	3	共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例の制定について	41
議案	4	泉南市海岸保全区域管理条例の制定について	47
議案	5	南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について	55
議案	6	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案	7	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	67
議案	8	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
議案	9	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75

議 種 類	案 番 号	件 名	ページ
議案	10	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案	11	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案	12	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	109
議案	13	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	111
議案	14	泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について	113
議案	15	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	119
議案	16	泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	121
議案	17	泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	123
議案	18	泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	125
議案	19	令和 6 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 1 号）	129
議案	20	令和 6 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	183
議案	21	令和 6 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	191

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	22	令和 7 年度大阪府泉南市一般会計予算	別冊
議 案	23	令和 7 年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計予算	別冊
議 案	24	令和 7 年度大阪府泉南市狐池財産区会計予算	別冊
議 案	25	令和 7 年度大阪府泉南市信達市場（久堀池）財産区会計予算	別冊
議 案	26	令和 7 年度大阪府泉南市馬場財産区会計予算	別冊
議 案	27	令和 7 年度大阪府泉南市男里財産区会計予算	別冊
議 案	28	令和 7 年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計予算	別冊
議 案	29	令和 7 年度大阪府泉南市信達市場財産区会計予算	別冊
議 案	30	令和 7 年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計予算	別冊
議 案	31	令和 7 年度大阪府泉南市幡代財産区会計予算	別冊
議 案	32	令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計予算	別冊
議 案	33	令和 7 年度大阪府泉南市信達岡中新池財産区会計予算	別冊

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	34	令和 7 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議 案	35	令和 7 年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算	別冊
議 案	36	令和 7 年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算	別冊
議 案	37	令和 7 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議 案	38	令和 7 年度大阪府泉南市公共用地取得事業特別会計予算	別冊
議 案	39	令和 7 年度泉南市下水道事業会計予算	別冊

報告第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 令和 6 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 10 号）

専決理由

物価高騰の影響を受けている世帯の支援に要する経費について、緊急に予算措置する必要が生じたことから、専決処分したものである。

専決甲第1号

令和6年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第10号）

令和6年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,483,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和7年2月10日専決

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,576,668	400,308	6,976,976
	2 国庫補助金	1,890,267	400,308	2,290,575
歳入合計		30,082,830	400,308	30,483,138

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		13,943,166	400,308	14,343,474
	1 社会福祉費	5,820,065	400,308	6,220,373
歳 出	合 計	30,082,830	400,308	30,483,138

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	低所得者支援給付金給付事業	400,308千円

令和 6 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 1 0 号）事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
15 国庫支出金		6,576,668	400,308	6,976,976			
(2) 国庫補助金		1,890,267	400,308	2,290,575			
	2) 民生費国庫補助金	1,033,673	400,308	1,433,981	1. 社会福祉費補助金	400,308	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
歳 入 合 計		30,082,830	400,308	30,483,138			

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

歳 出

款 3 民生費 項 1 社会福祉費 (単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
3 民生費	13, 943, 166	400, 308	14, 343, 474	400, 308		
				国庫支出金 400, 308		
(1) 社会福祉費	5, 820, 065	400, 308	6, 220, 373	400, 308		
				国庫支出金 400, 308		
1) 社会福祉総務費	991, 476	400, 308	1, 391, 784	400, 308		
				国庫支出金 400, 308		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1, 445	
				10. 需用費	400	
				11. 役務費	8, 639	
				12. 委託料	14, 424	
				13. 使用料及び賃借料	400	
[23] 低所得者支援給 付金給付事業	0	400, 308	400, 308	18. 負担金、補助及び 交付金	375, 000	
				400, 308		生活福祉課
				国庫支出金 400, 308		
				[社会福祉費補助金 400, 308]		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	1, 445	超勤手当
				10. 需用費	400	消耗品費
				11. 役務費	8, 639	郵便料 3, 270 電話料 100 口座振替手数料 5, 269
				12. 委託料	14, 424	電算委託料 3, 013 電算システム改修委託料 550 人材派遣委託料 10, 861

				13. 使用料及び賃借料	400	機械・器具借上料
				18. 負担金、補助及び交付金	375,000	低所得者支援給付金（非課税） 低所得者支援給付金（子ども加算）
						315,000 60,000
歳 出 合 計	30,082,830	400,308	30,483,138			
				国庫支出金		
				400,308		

給 与 費 明 細 書

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 379 (441)	千円 436,301	千円 1,887,383	千円 1,732,522	千円 4,056,206	千円 676,063	千円 4,732,269	
補正前	379 (441)	436,301	1,887,383	1,731,077	4,054,761	676,063	4,730,824	
比 較	0 (0)	0	0	1,445	1,445	0	1,445	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 36,155	千円 115,793	千円 54,355	千円 18,966	千円 124,332	千円 3,366	千円 37,605	千円 4,800
	補正前	36,155	115,793	54,355	18,966	122,887	3,366	37,605	4,800
	比 較	0	0	0	0	1,445	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 494,739	千円 386,471	千円 438,920				
	補正前	17,020	494,739	386,471	438,920				
	比 較	0	0	0	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 379 (166)	千円 0	千円 1,887,383	千円 1,630,028	千円 3,517,411	千円 617,724	千円 4,135,135	
補正前	379 (166)	0	1,887,383	1,628,583	3,515,966	617,724	4,133,690	
比 較	0 (0)	0	0	1,445	1,445	0	1,445	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 36,155	千円 115,793	千円 54,355	千円 18,966	千円 124,332	千円 3,366	千円 37,605	千円 4,800
	補正前	36,155	115,793	54,355	18,966	122,887	3,366	37,605	4,800
	比 較	0	0	0	0	1,445	0	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 439,498	千円 339,218	千円 438,920				
	補正前	17,020	439,498	339,218	438,920				
	比 較	0	0	0	0				

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考
	千円		千円		
職員手当等	1,445	その他の増減分	1,445	低所得者支援給付金給付事業に伴う増加分	超過勤務手当 1,445 千円

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,710,363		8,710,363	28.6
2 地方譲与税	169,180		169,180	0.6
3 利子割交付金	4,800		4,800	—
4 配当割交付金	45,700		45,700	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	43,200		43,200	0.1
6 法人事業税交付金	173,800		173,800	0.6
7 地方消費税交付金	1,394,100		1,394,100	4.6
8 ゴルフ場利用税交付金	37,200		37,200	0.1
9 環境性能割交付金	33,500		33,500	0.1
10 地方特例交付金	276,889		276,889	0.9
11 地方交付税	4,281,076		4,281,076	14.1
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	57,937		57,937	0.2
14 使用料及び手数料	334,581		334,581	1.1
15 国庫支出金	6,576,668	400,308	6,976,976	22.9
16 府支出金	2,494,150		2,494,150	8.2
17 財産収入	38,466		38,466	0.1
18 寄附金	1,323,411		1,323,411	4.3
19 繰入金	2,628,114		2,628,114	8.6
20 諸収入	427,881		427,881	1.4

(単位：千円・%)

21 市債	1,006,196		1,006,196	3.3
22 繰越金	17,618		17,618	0.1
歳 入 合 計	30,082,830	400,308	30,483,138	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	214,203		214,203	0.7
2 総務費	3,309,804		3,309,804	10.9
3 民生費	13,943,166	400,308	14,343,474	47.0
4 衛生費	2,250,830		2,250,830	7.4
5 農林水産業費	223,574		223,574	0.7
6 商工費	261,434		261,434	0.9
7 土木費	2,365,935		2,365,935	7.8
8 消防費	852,998		852,998	2.8
9 教育費	2,900,050		2,900,050	9.5
10 公債費	2,229,778		2,229,778	7.3
11 諸支出金	1,511,058		1,511,058	4.9
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	30,082,830	400,308	30,483,138	100.0

報告第2号

決算不認定に係る措置について

令和5年度泉南市一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年3月5日提出

泉南市長 山 本 優 真

1 不認定となった日

令和6年9月18日

2 不認定の理由

狂犬病予防関連業務に係る公金紛失等事案を受け、令和5年度泉南市一般会計歳入歳出決算が不認定とされたもの

3 講じた措置

(1) 現金取扱事務に係るマニュアルの再整備と周知徹底

現金取扱事務に関して、公金取扱業務の状況を確認した上で、改めて「現金取扱事務統一マニュアル」を整備し、各課における個別事務のマニュアル再整備を義務化した。

また、再整備した「現金取扱事務統一マニュアル」を全職員に通達するとともに、各課で定めたマニュアルを課内

で周知徹底し、現金取扱員をはじめとする全職員に対し、マニュアルに基づき事務を執行することが職員に課せられた職務上の義務であることを明確に認識させ、業務を厳格に実施することとした。

(2) マニュアルの実効性の確保

会計事務研修において、再整備された統一マニュアルの内容やマニュアルに従い事務処理を行うことについて、改めて周知徹底を行った。なお、来年度以降の会計事務研修は例年実施することとし、全ての会計事務担当者の受講を必須とする。

次に、セルフチェック機能の適切な運用のため、内部統制制度に関するリスク点検票の自己評価及び現金取扱に関する出納事務チェックシートを点検する際に、制度の目的や具体的な点検・確認方法を明示するなど、回答様式の見直しや注意喚起を行った。

また、各課がマニュアルに基づき現金取扱事務を実施しているかを確認するため、泉南市財務規則を改正し、会計管理者による現金取扱検査を実施することとした。

(3) 内部統制の取組

不適切な事務処理により公金紛失等事案が発生したことを受け、改めて事務取扱手順の適正化を周知徹底し、職員の意識醸成のため「内部統制・コンプライアンス研修」、「監督職マネジメント研修」及び「管理職マネジメント研修」を実施し、さらに「職場状況チェックシート」を用いた調査を行い、管理職マネジメント能力の向上を推進した。

4 今後の取組

(1) 公金紛失に係る職員の賠償責任

職員の過失によって現金が亡失したことで生じた損害について、地方自治法第243条の2の8第3項に基づき、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求めており、その決定に基づき、職員に対して賠償を命じる手続きを進める。

議案第 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線の認定について議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

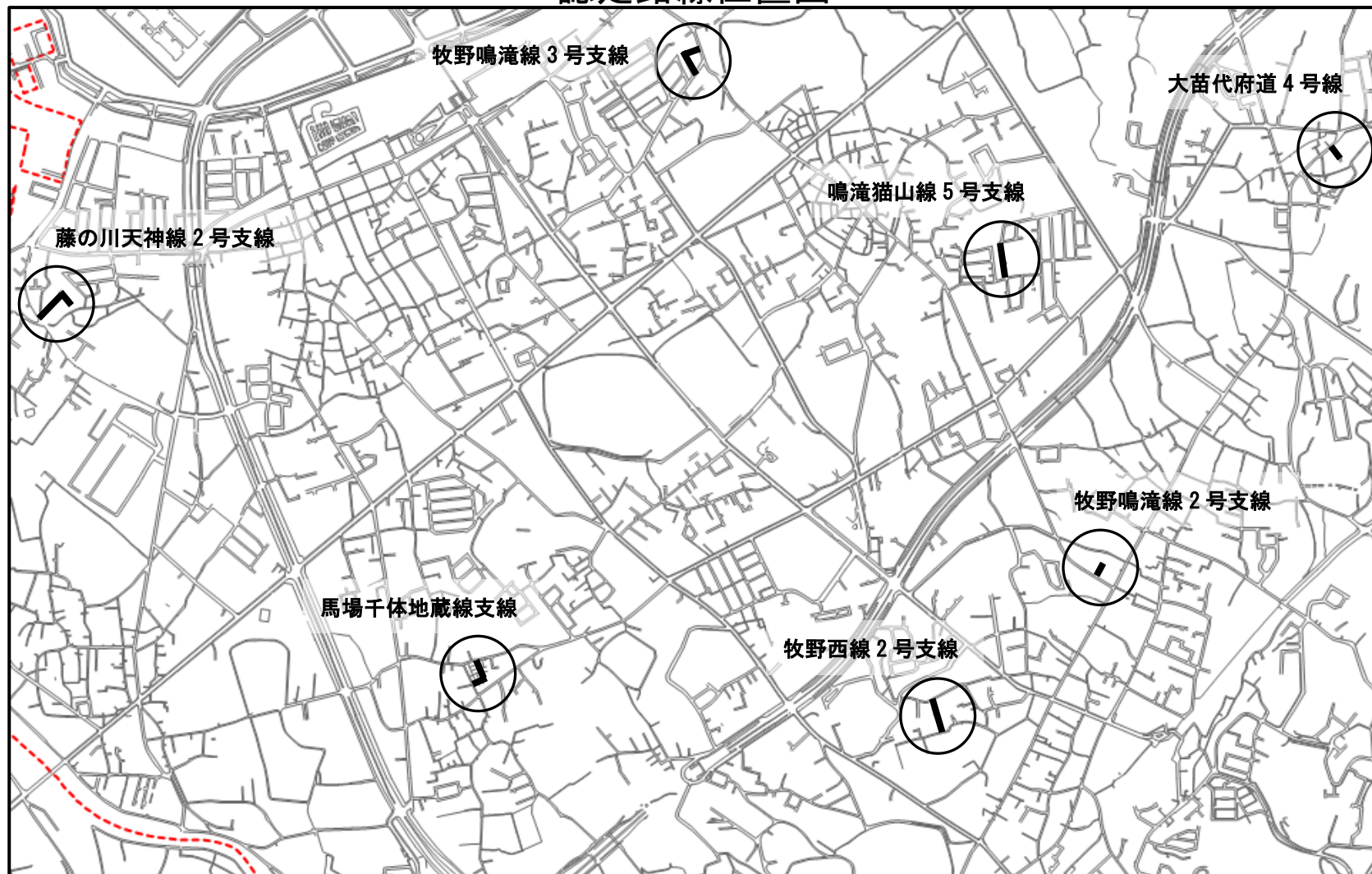
泉南市長 山 本 優 真

1 認定路線

路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
藤の川天神線 2 号支線	男里七丁目 9 2 4－2 1 番地先	5. 0 m～6. 0 m	1 1 4. 5 m	
	男里七丁目 9 2 4－2 6 番地先			
牧野西線 2 号支線	信達牧野 8 1 6－7 番地先	6. 0 m	7 8. 5 m	
	信達市場 2 0 2 1－1 4 番地先			
牧野鳴滝線 2 号支線	信達牧野 6 4 0－7 番地先	6. 0 m	3 4. 4 m	
	信達牧野 6 3 9－6 番地先			

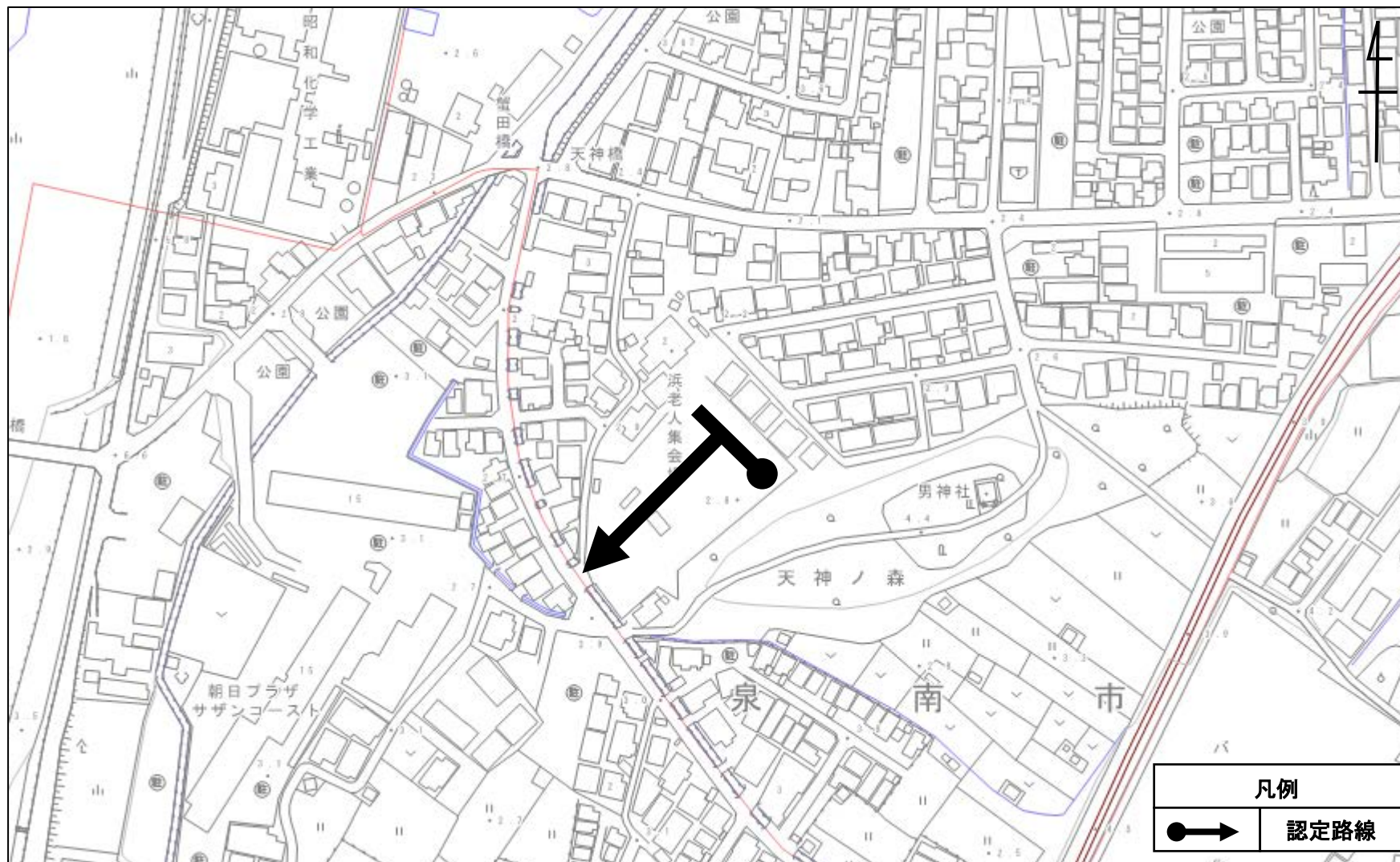
路 線 名	起 点	道 路 の 最 大 最 小 幅 員	道 路 延 長	重要な 経過地
	終 点			
馬場千体地蔵線支線	馬場二丁目 4 3 3 - 1 4 番地先	5 . 0 m	7 0 . 4 m	
	馬場二丁目 4 3 3 - 1 9 番地先			
大苗代府道 4 号線	信達大苗代 1 0 1 9 - 7 番地先	5 . 0 m ~ 5 . 2 m	4 3 . 7 m	
	信達大苗代 1 0 1 9 - 5 番地先			
牧野鳴滝線 3 号支線	樽井八丁目 4 9 3 - 7 番地先	5 . 9 m	9 6 . 2 m	
	樽井八丁目 4 9 3 - 1 9 番地先			
鳴滝猫山線 5 号支線	信達市場 2 6 5 7 - 5 番地先	6 . 0 m	7 0 . 1 m	
	信達市場 2 6 5 7 - 5 番地先			

認定路線位置図



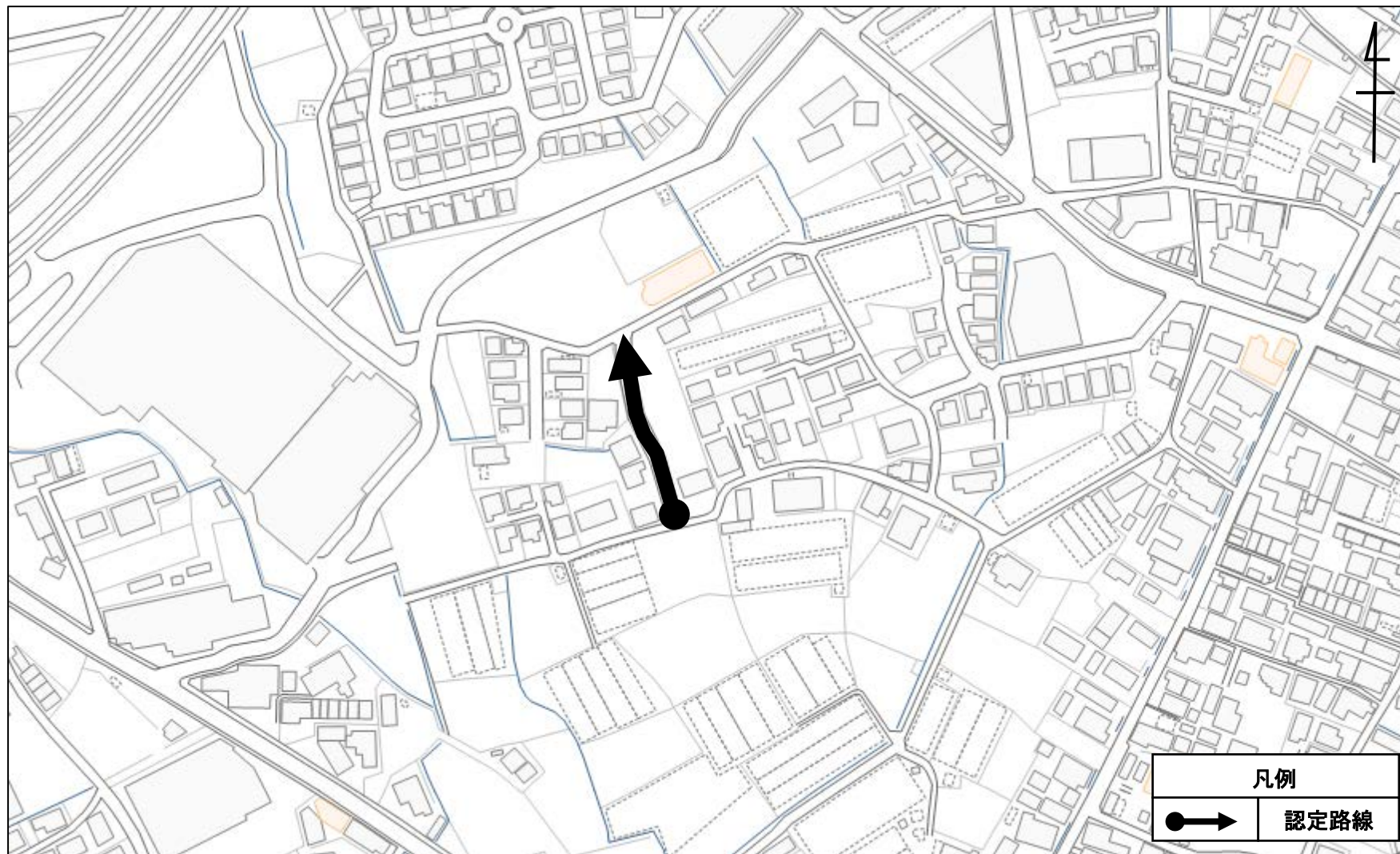
559 藤の川天神線 2 号支線

認定路線図



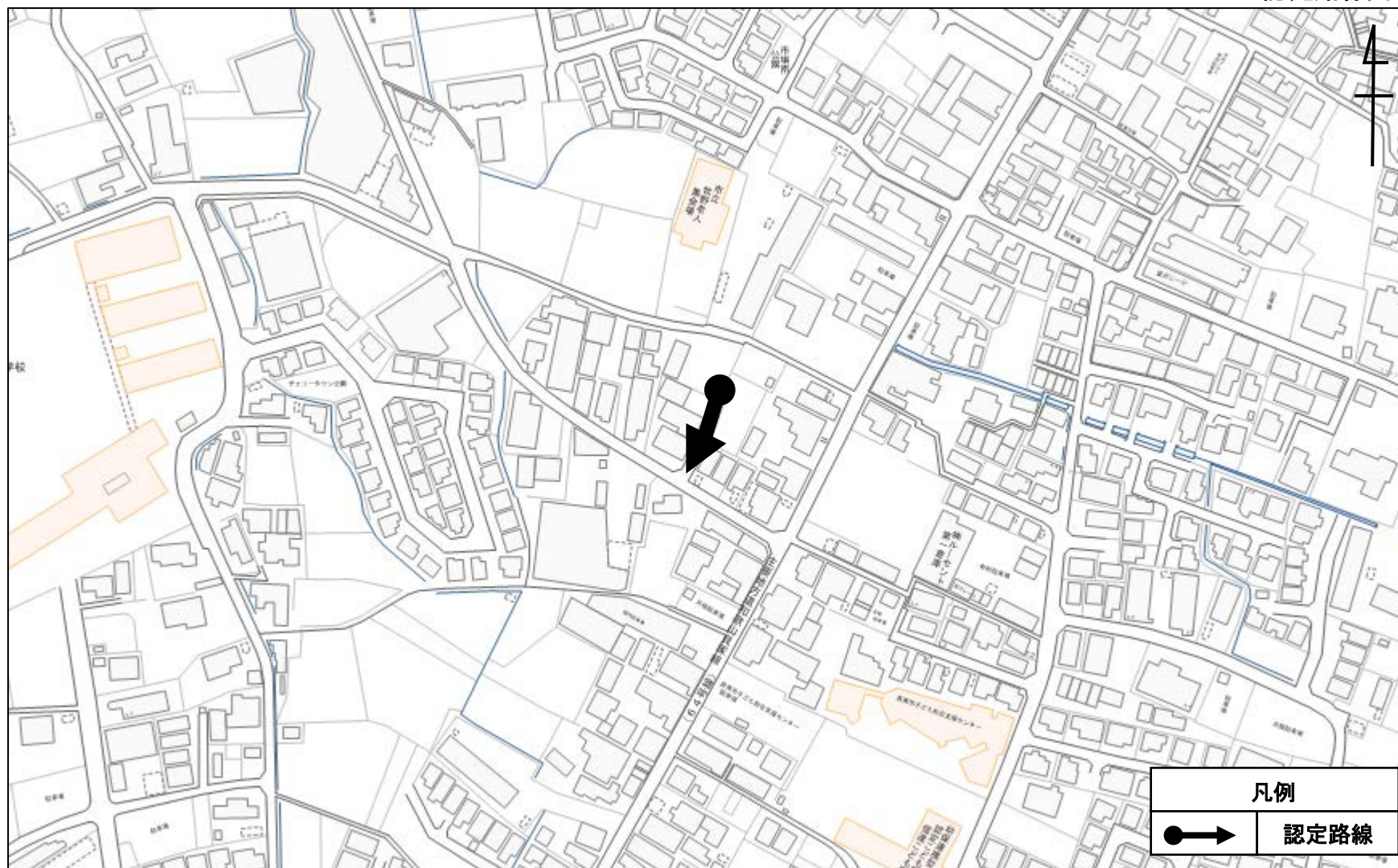
560 牧野西線 2 号支線

認定路線図



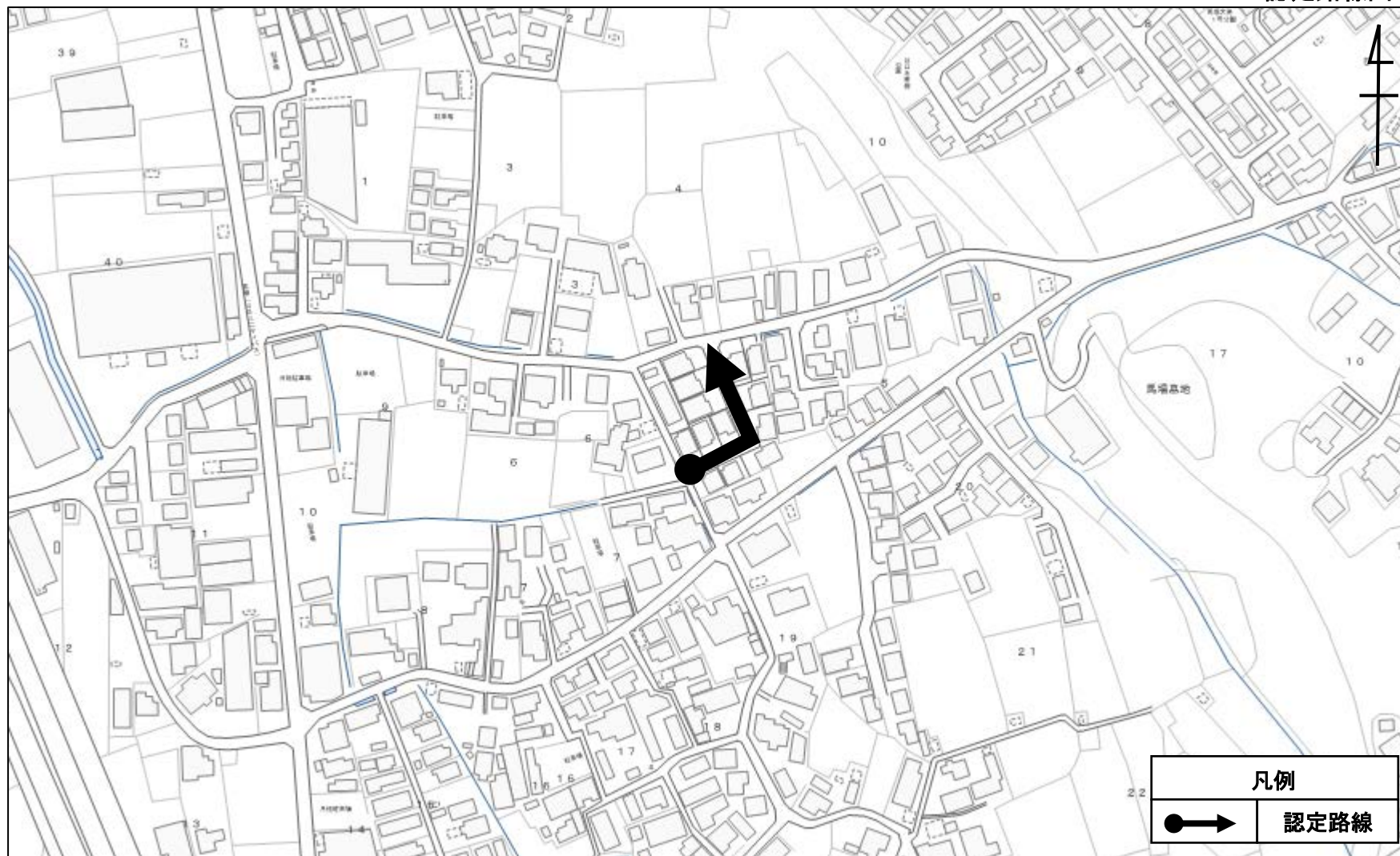
561 牧野鳴滝線 2 号支線

認定路線図



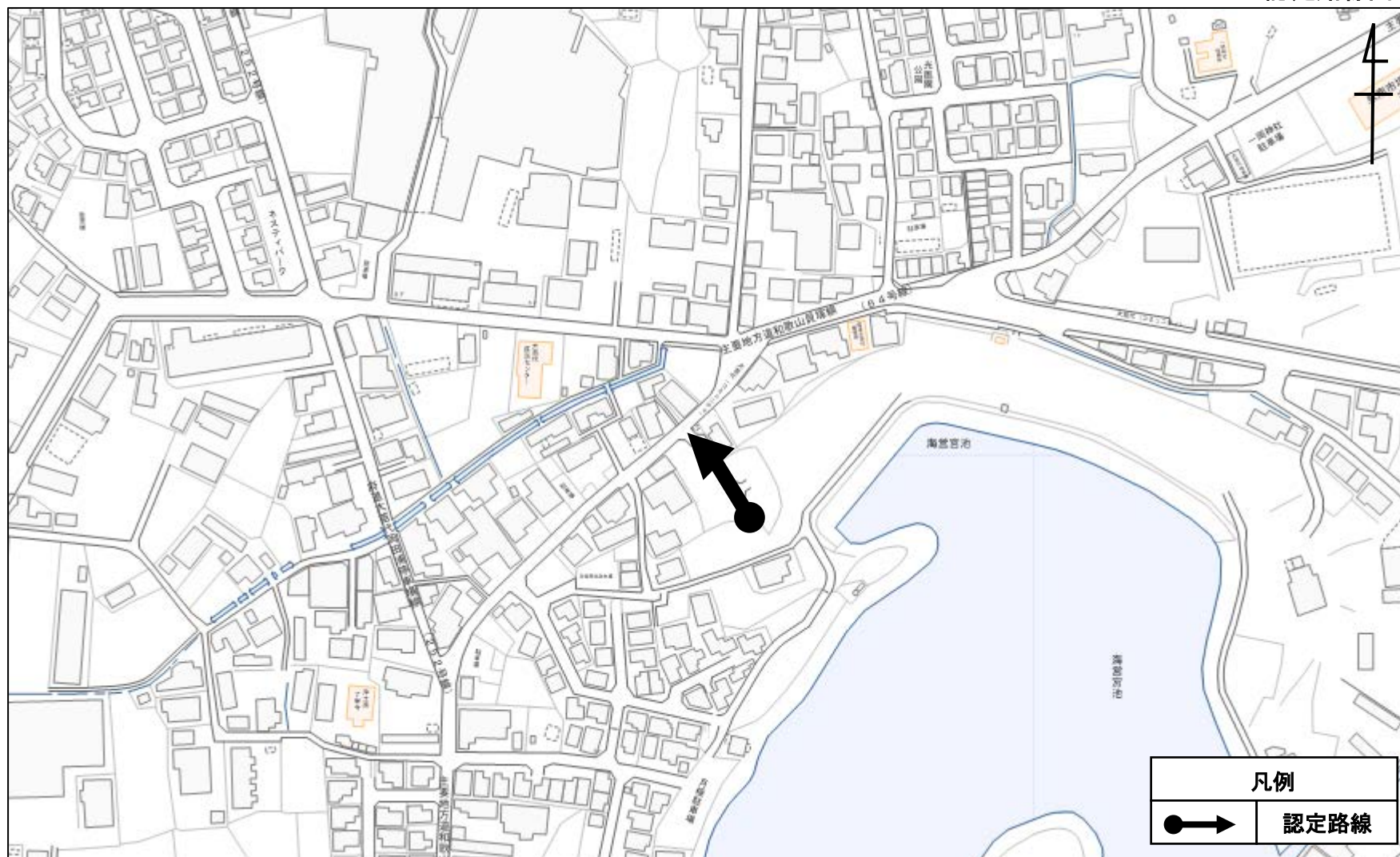
562 馬場千体地藏線支線

認定路線図



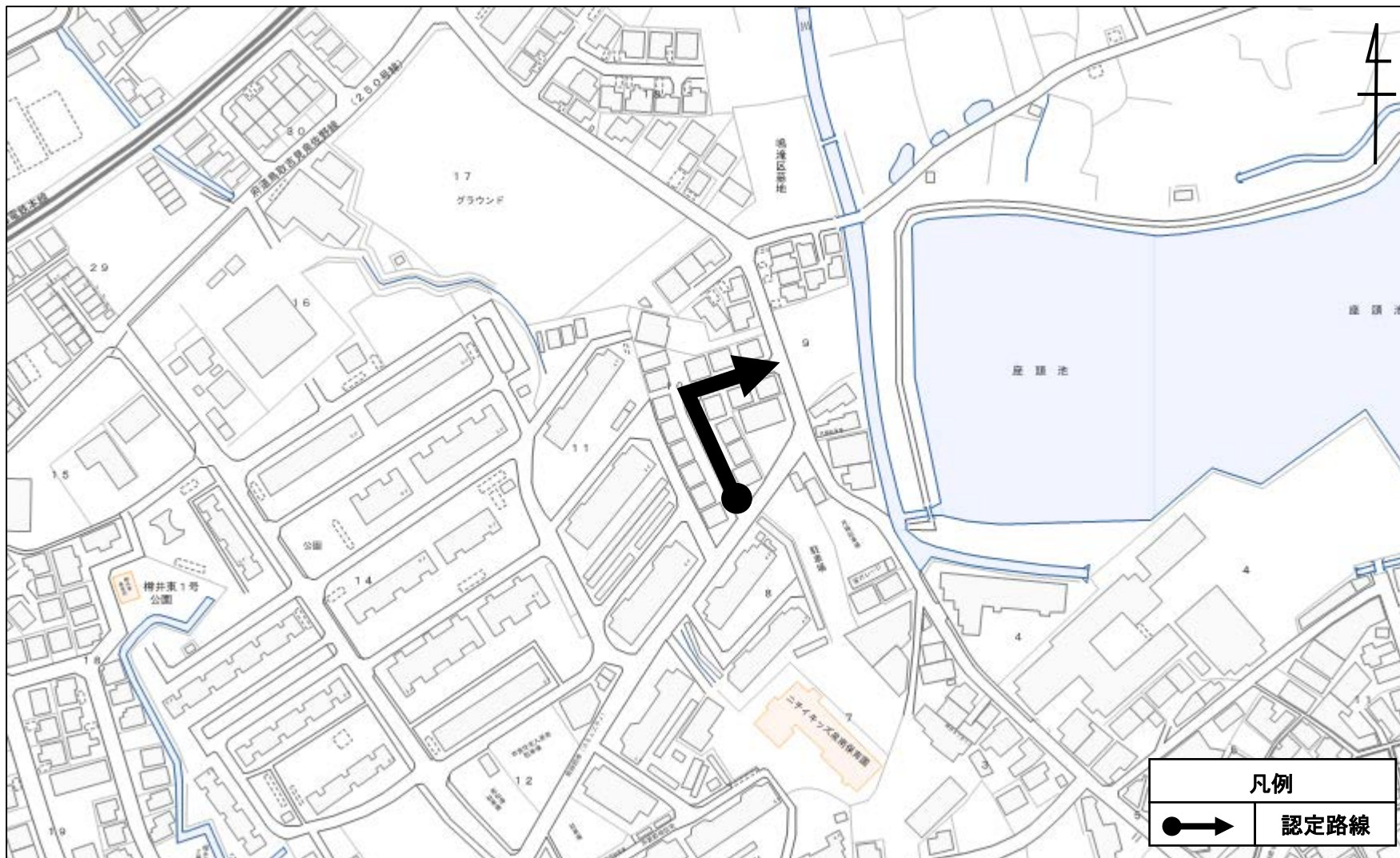
563 大苗代府道 4 号線

認定路線図



564 牧野鳴滝線 3 号支線

認定路線図



議案第 2 号

工事請負等契約の締結について

次のとおり工事請負等契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉南市条例第 12 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

契 約 の 目 的 （仮称）西信達義務教育学校等整備事業

契 約 の 相 手 方 （代表企業）

住所 大阪府泉南市岡田六丁目 3 1 番 2 2 号

名称 株式会社 旭工建 本店

本店長 今井 昌人

（構成企業）

住所 大阪府大阪市中央区道修町一丁目 4 番 6 号 ミフネ道修町ビル

名称 株式会社 内藤建築事務所 大阪事務所

所長 有井 建作

(構成企業)

住所 大阪府大阪市西区立売堀一丁目 1 2 番 1 6 号

名称 株式会社 小西設計

代表取締役 小西 敏子

契 約 金 額 6, 6 5 5, 0 0 0, 0 0 0 円

契約の締結方法 総合評価一般競争入札

工事請負等仮契約の締結の経過

(仮称) 西信達義務教育学校等整備事業

事業概要	設計業務一式		
	建設業務一式		
	工事監理業務一式		
	解体業務一式		
施設整備概要	その他関連業務一式		
	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、3階建		
	建築面積	約4836.71	m ²
	延床面積	約9453.38	m ²
	(内訳)	校舎、屋内運動場	約8915.40 m ²
		留守家庭児童会	約153.03 m ²
		コミュニティセンター	約224.25 m ²
		消防分団車庫	約117.00 m ²
		防災備蓄倉庫	約43.70 m ²
入札事項	総合評価一般競争入札		

	入札参加資格グループ 1 グループ
入札公告	令和6年8月8日
開札日	令和6年11月29日
審査日	令和6年12月25日
落札者決定	令和7年1月8日
仮契約日	令和7年2月18日
契約期間	本契約締結日から令和11年5月31日まで
契約内容	(代表企業)
	名称 株式会社 旭工建 本店
	契約 工事請負 6, 299, 920, 000円
	(構成企業)
	名称 株式会社 内藤建築事務所 大阪事務所
	契約 工事関連設計業務 271, 700, 000円
	(構成企業)
	名称 株式会社 小西設計
	契約 工事監理業務 83, 380, 000円

議案第 3 号

共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例の制定について

共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）が施行されたことを踏まえ、本市においても、認知症施策を持続的かつ発展的に推進し、認知症の有無にかかわらず、生きがいを持って安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例

泉南市は、地域社会の一人一人が認知症を正しく理解することを目指し、「忘れてもだいじょうぶ 安心と 思いやりのまち せんなん」を標語に掲げ、子どもから大人までのすべての人が思いやりの気持ちを持つことができるよう、啓発活動を中心に様々な認知症施策を続けてきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、泉南市においても、より一層、共生社会の実現に向け、認知症施策を持続的かつ発展的に推進していかなければなりません。認知症の有無にかかわらず、全世代が希望を持って暮らし、さらに地域社会に「共に歩んでいく」という意識が根づくことを目指し、生きがいを持って誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び日常生活において子どもと関わる者（以下「子どもと関わる者」という。）の役割を明らかにすることにより、認知症施策の推進及び認知症に関する理解を図り、もって認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の思いが尊重され、生きがいを持って安心して自分らしく暮らせる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にま

で認知機能が低下した状態をいう。

- (2) 市民等 泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 泉南市内で事業又は活動を行う者をいう。
- (4) 家族等 本人の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体をいう。
- (6) 関係機関等 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他認知症に関する支援活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 認知症の有無にかかわらず、地域社会の一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。
- (2) 本人及び家族等の声を尊重したものであること。
- (3) 認知症に関する知識及び個々の本人についての理解を深めるものであること。
- (4) 本人と共に、本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り除いていくものであること。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる事項を責務とする。

- (1) 本人及び家族等の生活の実情並びに希望及び思いを把握し、継続的に事業の内容の検討を行うこと。
- (2) 本人及び家族等並びに市民等と対話する機会を継続的に確保し、相談窓口の設置及び普及を行うこと。
- (3) 本人の生活に関係する行政部署間で横断的に連携及び協働を推進すること。
- (4) 学校等と連携し、子どもへの認知症に関する普及啓発を行うこと。
- (5) 必要な認知症施策を総合的かつ計画的に実施し、持続的かつ発展的に推進すること。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人に関する理解を深めるよう努めること。
 - (2) 認知症を身近なこと及び自分ごととして捉えるよう努めること。
 - (3) 本人が孤立しない地域づくりに努めること。
 - (4) 行政や地域社会に向けて希望及び思いを伝える等で、地域社会の一員として、認知症になってからも安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに参画するよう努めること。
- (事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 自らが雇用する者が認知症に関する理解を深める機会を設け、本人にとって望ましい配慮ができるよう努めること。
- (2) 本人を含む顧客及び市民等と対話する機会を設け、そこで得た声に基づいて、本人がその事業を利用する場合において障壁となるものを、可能な限り、取り除いていくよう努めること。
- (3) 自らが雇用する者及びその家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、事業の遂行に支障のない範囲で雇用の継続に配慮するよう努めること。
- (4) 前3号を行うに当たり必要な場合は、市及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携するよう努めること。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割)

第7条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人に対する適切な支援の方法の習得に努めること。
- (2) 本人の判断能力の程度によらず、本人の意向及び本人の最善の利益を尊重した支援を行うこと。
- (3) 市民等及び事業者から、認知症に関する相談があった場合は、可能な限り応じ、又は必要に応じて関係機関等と連携するよう努めること。

(4) 国、大阪府及び市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

(子どもと関わる者の役割)

第8条 子どもと関わる者は、子どもの家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、子どもにとって必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

2 子どもと関わる者のうち、市の認知症施策に関わる者と学校等は、子どもと高齢者の交流の機会及び認知症に関する理解を深める機会を設け、子ども、本人及び市民等が協働する機会の創出に努めるものとする。

(地域の連携及び協働)

第9条 市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもと関わる者は、次に掲げる事項について、連携し協働するよう努めるものとする。

(1) 本人及び家族等にとって必要な支援を行うこと。

(2) 市民等の孤独及び孤立を防ぐために、認知症になってからも安心して外出できるよう必要な仕組みを地域に作ること。

(3) 認知症に関する知識及び本人に関する理解について繰り返し学び直すことができる機会を創出すること。

(4) 本人の意欲及び経験を尊重するとともに、本人が個性及び能力を発揮し、自らの経験を次世代に伝え、新たな人と人とのつながりを生み出す機会を確保すること。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

泉南市海岸保全区域管理条例の制定について

泉南市海岸保全区域管理条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

タリイサザンビーチとその周辺エリアの一体的な利活用を図るため、海岸法（昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号）第 5 条第 6 項の規定により海岸保全区域の日常的管理を泉南市が行うことに関し、必要な事項を定める必要があることから、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市海岸保全区域管理条例

(目的)

第1条 この条例は、海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第5条第6項の規定により泉南市域内の海岸保全区域の日常的な管理を泉南市が行うことに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常的管理 海岸保全区域の維持管理、利用促進、占用許可及び行為の制限等海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第1条の4第1項に規定された事務をいう。
- (2) 海岸保全区域 泉南市域内のうち、法第3条第1項の規定により大阪府知事が指定した海岸保全区域であつて、市長が法第5条第9項の規定により公示した区域をいう。

(管理)

第3条 市長は、海岸保全区域の日常的管理を行うものとする。

(占用の許可)

第4条 法第7条第1項の規定により、海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下「占用施設等」という。）を設けて海岸保全区域を占用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより占用の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(占用の許可条件等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その申請に係る事項が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 占用施設等が次条に掲げる施設等のいずれかであること。
- (2) 占用施設等が流失し、又は散乱した場合に海岸保全施設を損傷する等、海岸保全区域の機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 海岸保全区域及びその周辺の環境を損なわないこと。
- (4) 公衆の海岸保全区域の利用に著しい支障を及ぼさないこと。

2 市長は、前項の規定により占用の許可をすることができる申請であって、当該申請に係る占用の期間及び場所について重複するものがなされたときは、当該場所の周辺の地域における土地利用の状況等を考慮して、公共性が高いと認められるものを許可するものとする。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
(占用施設等)

第6条 前条第1項の規定により、海岸保全区域における占用の許可をすることができる占用施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱、電線、水道管、下水道管その他これらに類するもの
- (2) 海岸保全区域を利用する公衆のための行事等に用いる施設等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める施設等

(占用許可の期間)

第7条 第4条第1項の規定による海岸保全区域における占用許可の期間は、2年以内とする。

(行為の許可)

第8条 海岸保全区域において、法第8条第1項に規定する行為を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(行為の許可条件等)

第9条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その申請に係る事項が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、許可することができる。

- (1) 海岸保全区域の機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 海岸保全区域及びその周辺の環境を損なわないこと。
- (3) 海岸保全施設を損傷させる等、公衆の海岸保全区域の利用に著しい支障を及ぼさないこと。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(行為許可の期間)

第10条 第8条第1項の規定による海岸保全区域における行為の許可の期間は、1年以内とする。

(許可事項等の変更)

第11条 第4条第1項及び第8条第1項の規定により、占用又は行為（以下「占用等」という。）の許可を受けた者（以下「占用等の許可者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより占用等の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(許可の更新)

第12条 第4条及び第8条の規定は、占用等の期間満了後、引き続き当該許可を受けようとする場合について準用する。

(許可の表示)

第13条 占用等の許可者は、許可期間中において許可年月日、許可番号、許可期間、住所及び氏名又は名称を当該許可に係る行為地に表示しなければならない。ただし、許可期間が1月に満たないときは、この限りでない。

（占用料等の額）

第14条 占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）は、大阪府海岸保全区域及び一般公共海岸区域における占用料及び土石採取料条例（平成12年大阪府条例第26号）第2条に定める額とする。

（占用料等の徴収）

第15条 前条の占用料等は、占用等を許可したときに当該年度分を徴収する。

2 占用等の期間が翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の占用料等は、毎年度当初に当該年度分を徴収する。

3 市長は、特別の事由があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず当該年度内において分納を認めることができる。

（占用料等の減免）

第16条 市長は、第14条に規定する占用料等を納入すべき者（以下「納入者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該占用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体が公共事業又は、公益事業のために占用等を行うとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 前項の規定による占用料等の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（延滞金）

第17条 市長は、第15条の規定により徴収する占用料等を納付期限までに納付しない者に対して、法第35条第1項に規定する督促をした場合において、次項の規定により計算した延滞金を徴収する。

2 海岸法施行規則（昭和31年／農林省／運輸省／建設省／令第1号。以下「省令」という。）第9条の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料等の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその占用料等の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 省令第9条の規定により計算された延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料等の一部が納付されているときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる占用料等の額は、その納付された占用料等を控除した金額とする。
- 5 省令第9条に規定する延滞金の額の計算につき同条に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 6 市長は、占用料等を納付期日までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を免除することができる。

(占用料等の不還付)

第18条 既納の占用料等は還付しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 占用等の許可者の責めに帰することのできない理由により、その占用等が不能となったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復)

第19条 占用等の許可者は、許可の効力が消滅したときは、速やかに占用等に係る場所を原状に回復し、又は土石採取の跡地を整理して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(監督処分)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、占用施設等の改築、移転若しくは除去、占用施設等により生ずべき海岸保全区域の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること、若しくは原状回復を命ずることができる。

- (1) 第4条第1項又は第8条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第3項又は第9条第2項の規定により付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により、占用等の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、占用等の許可者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 海岸保全区域の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 海岸保全区域の保全上の理由以外の理由により、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定は、第11条及び第12条の許可を受けた者について準用する。

(過料)

第21条 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、海岸保全区域の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の制定について

南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るため、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 8 条の 2 第 1 項及び都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、当該区域内における建築物及び緑化率の最低限度の制限を定める必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画幡代三丁目地区地区計画（令和7年泉南市告示第179号。以下「幡代三丁目地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づく建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、当該区域内の適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び都市緑地法並びに幡代三丁目地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、幡代三丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 幡代三丁目地区地区計画の区域内で、別表の1の項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、25,000平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地につい

て、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) この条例を改正する条例による改正(この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。)後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地
(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線又は道路境界線までの距離（以下この条において「外壁の後退距離」という。）は、別表の2の項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が令第135条の22各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（高さに関する制限）

第7条 建築物及び建築物に附属する工作物（工作物に該当しない広告塔及び広告板等を含む。）の最高の高さは15メートル以下でなければならない。

（緑化率の最低限度）

第8条 幡代三丁目地区地区計画の区域内での緑化率（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）は、10分の2以上でなければならない。

2 前項の規定による緑化率の基礎となる緑化施設の面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条の規定による。

3 第1項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) この条例の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）の施行又は適用の日において新築又は増築の工事に既に着手していた建築物
- (2) 増築後の建築物の床面積の合計が、当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲のもの

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第9条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が、基準時（法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるもので、かつ、増築又は改築後における建築物の延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項又は第2項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物等の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は土地の利用状況に照らして良好な市街地環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内で第4条から第7条までの規定は適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、泉南市宅地開発等審査会の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により第4条に係る許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条から第7条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第5条の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 法第87条第2項又は第3項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

- 2 第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者とし、建築物が完成した後においては、当該建築物の所有者、管理者又は占有者）は30万円以下の罰金に処する。
- 3 第1項第2号又は前項に規定する違反があった場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して各本項の罰金刑を科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

	制限の種類	制限の内容
1	建築物の用途制限	(1) 店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものを除く。)又は飲食店の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以内のもの

		(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫 (3) 前2号の建築物に附属するもの(次に掲げるものを除く。) ア 原動機を使用する作業場で床面積が合計50㎡を超えるもの イ 法別表第2(と)項第3号、(ぬ)項第3号及び(る)項第1号に掲げるもの ウ 令第130条の9第1項の表中準工業地域の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの
2	壁面の位置の制限	(1) 建築物の高さが10m以下の部分 2m (2) 建築物の高さが10mを超える部分 4m

議案第 6 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

泉南市地域公共交通協議会、泉南市民間提案制度審査委員会及び泉南市立地適正化計画策定等委員会の設置並びに当該委員の報酬を定める必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 泉南市公害対策審議会の項の次に次のように加える。

泉南市地域公共交通協議会	泉南市地域公共交通計画の策定等に関する事項
泉南市民間提案制度審査委員会	民間提案制度による事業の選定及びモニタリングに関する事項

別表第1に次のように加える。

泉南市立地適正化計画策定等委員会	立地適正化計画の策定に関する事項
------------------	------------------

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表公害対策審議会委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

泉南市地域公共交通協議会委員	日額 7,500円
----------------	-----------

泉南市民間提案制度審査委員	日額 7, 5 0 0 円
---------------	---------------

別表都市計画マスタープラン策定等委員会委員の項の次に次のように加える。

泉南市立地適正化計画策定等委員	日額 7, 5 0 0 円
-----------------	---------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑として単一化されることに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年泉南市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年泉南市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和44年泉南市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部改正)

第5条 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例（昭和50年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第38条から第40条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉南市ラブホテル建築規制条例の一部改正）

第6条 泉南市ラブホテル建築規制条例（昭和57年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉南市行政不服審査に関する条例の一部改正）

第7条 泉南市行政不服審査に関する条例（平成28年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第8条 泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第9条 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（泉南市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第10条 泉南市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年泉南市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 8 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

育児又は介護を行う職員について、仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 9 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

副市長及び教育長の給料月額に係る減額期間を市長の減額期間終了日まで延長するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年泉南市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 21 日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

令和 6 年度の人事院勧告及び近隣市町における均衡や情勢に鑑み、扶養手当並びに地域手当の改定等、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年泉南市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第15条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第3項第3号及び第4号中「配偶者、」を削る。

第15条の2第2項中「及び扶養手当」を「、扶養手当及び管理職手当」に改め、同項第2号中「100分の6」を「100分の12」に改める。

第15条の5第1項本文中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して、規則で定めるものに限る。）」を削る。

第19条の3第1項中「または」を「又は」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の

日の午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「５時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２９条中「、第１５条の３」を削る。

附則第１８項第２号中「職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和５９年泉南市条例第２１号）」を加える。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

一般職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	１	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	２	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	３	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	４	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	５	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	６	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	７	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	８	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500

9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700	488, 500
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	

29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		

49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000		
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000		
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		

69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300		
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000					
87	256, 300	297, 400	346, 400					
88	256, 600	297, 700	346, 800					

89	256, 900	298, 000	347, 000					
90	257, 200	298, 300	347, 400					
91	257, 500	298, 600	347, 800					
92	257, 800	299, 000	348, 200					
93	258, 100	299, 200	348, 400					
94		299, 400	348, 800					
95		299, 700	349, 200					
96		300, 100	349, 500					
97		300, 300	349, 800					
98		300, 600	350, 200					
99		301, 000	350, 600					
100		301, 400	351, 000					
101		301, 600	351, 500					
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					

	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前再任 用短時間勤 務職員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

任期付職員	1	224, 300	247, 400	281, 200	300, 300	314, 700	338, 700	376, 000	415, 600
	2	227, 800	251, 000	285, 000	304, 600	318, 700	343, 900	378, 300	418, 000
	3	232, 200	255, 400	289, 800	309, 100	324, 900	350, 500	380, 500	420, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	199, 900	220, 700	348, 700
	2	202, 200	223, 100	350, 200
	3	204, 500	225, 500	351, 700
	4	206, 700	227, 900	353, 200
	5	208, 900	230, 300	354, 600
	6	211, 200	232, 700	356, 000
	7	213, 400	235, 100	357, 400
	8	215, 600	237, 500	358, 800
	9	217, 800	239, 900	360, 200
	10	220, 000	241, 500	361, 500
	11	222, 200	243, 100	362, 800
	12	224, 400	244, 700	364, 100

13	226, 600	246, 300	365, 300
14	228, 700	247, 800	366, 600
15	230, 800	249, 200	367, 800
16	232, 900	250, 600	369, 000
17	235, 000	252, 000	370, 200
18	236, 800	253, 200	371, 400
19	238, 500	254, 400	372, 600
20	240, 200	255, 600	373, 700
21	241, 900	257, 000	374, 800
22	243, 200	258, 200	376, 000
23	244, 500	259, 500	377, 200
24	245, 800	260, 800	378, 300
25	247, 000	262, 100	379, 400
26	248, 100	264, 000	380, 600
27	249, 200	265, 800	381, 800
28	250, 300	267, 600	382, 900
29	251, 500	269, 300	384, 000
30	252, 800	271, 500	385, 200
31	254, 000	273, 700	386, 400
32	255, 200	275, 900	387, 500

33	256, 300	278, 100	388, 600
34	257, 500	280, 300	389, 800
35	258, 700	282, 500	391, 000
36	259, 900	284, 600	392, 200
37	261, 100	286, 600	393, 400
38	262, 300	288, 500	394, 700
39	263, 500	290, 400	395, 900
40	264, 700	292, 200	397, 100
41	265, 900	294, 000	398, 300
42	267, 000	295, 900	399, 600
43	268, 100	297, 700	400, 600
44	269, 200	299, 400	401, 700
45	270, 200	301, 100	402, 900
46	271, 000	302, 900	404, 100
47	271, 800	304, 600	405, 300
48	272, 600	306, 200	406, 500
49	273, 300	307, 800	407, 600
50	274, 100	309, 500	408, 600
51	274, 800	311, 300	409, 900
52	275, 500	313, 000	411, 100

53	276, 300	314, 300	412, 300
54	277, 100	316, 200	413, 400
55	277, 900	318, 000	414, 500
56	278, 600	319, 700	415, 600
57	279, 300	321, 400	416, 600
58	280, 100	323, 300	417, 800
59	280, 900	325, 000	419, 000
60	281, 600	326, 700	420, 200
61	282, 200	328, 400	420, 800
62	282, 900	330, 200	421, 600
63	283, 600	332, 000	422, 300
64	284, 200	333, 700	422, 800
65	284, 900	335, 400	423, 100
66	285, 600	336, 700	423, 400
67	286, 300	338, 000	423, 800
68	287, 000	339, 300	424, 200
69	287, 700	340, 800	424, 500
70	288, 500	342, 300	424, 900
71	289, 200	343, 800	425, 200
72	289, 900	345, 300	425, 500

73	290, 400	346, 700	425, 800
74	291, 100	348, 200	426, 200
75	291, 800	349, 700	426, 500
76	292, 400	351, 200	426, 800
77	293, 000	352, 600	427, 100
78	293, 700	354, 100	427, 400
79	294, 300	355, 600	427, 700
80	294, 900	357, 100	427, 900
81	295, 500	358, 500	428, 100
82	296, 100	359, 800	
83	296, 700	361, 100	
84	297, 300	362, 300	
85	297, 800	363, 500	
86	298, 300	364, 700	
87	298, 800	365, 900	
88	299, 300	367, 000	
89	299, 700	368, 100	
90	300, 300	369, 200	
91	300, 800	370, 300	
92	301, 300	371, 400	

93	301, 600	372, 500	
94	302, 100	373, 700	
95	302, 600	374, 800	
96	303, 000	375, 900	
97	303, 400	376, 900	
98	303, 900	377, 900	
99	304, 400	378, 800	
100	304, 800	379, 700	
101	305, 200	380, 500	
102	305, 600	381, 500	
103	306, 000	382, 400	
104	306, 300	383, 300	
105	306, 500	384, 100	
106	306, 800	385, 000	
107	307, 100	385, 900	
108	307, 300	386, 800	
109	307, 500	387, 600	
110	307, 700	388, 600	
111	308, 000	389, 500	
112	308, 300	390, 400	

113	308, 500	391, 000	
114	308, 700	391, 900	
115	308, 900	392, 800	
116	309, 200	393, 700	
117	309, 500	394, 500	
118	309, 700	395, 200	
119	310, 000	396, 000	
120	310, 300	396, 800	
121	310, 500	397, 400	
122	310, 700	398, 100	
123	310, 900	398, 800	
124	311, 200	399, 400	
125	311, 500	400, 000	
126		400, 700	
127		401, 200	
128		401, 800	
129		402, 400	
130		403, 000	
131		403, 500	
132		404, 000	

133		404, 300	
134		404, 600	
135		404, 900	
136		405, 200	
137		405, 500	
138		405, 800	
139		406, 100	
140		406, 400	
141		406, 700	
142		407, 000	
143		407, 300	
144		407, 600	
145		407, 800	
146		408, 100	
147		408, 400	
148		408, 600	
149		408, 800	
150		409, 100	
151		409, 400	
152		409, 600	

	153		409, 800	
	154		410, 100	
	155		410, 400	
	156		410, 600	
	157		410, 800	
定年前再任用短時間勤務職員		218, 600	264, 900	298, 200
任期付職員		218, 700	269, 900	304, 000

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則に定める者に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、そ

の者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- ４ 切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の第１４条の規定の適用については、同条第２項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする。」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、８級職員であるものに対しては、支給しない。」とする。

（令和８年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

- ５ 切替日から令和８年３月３１日までの間における地域手当の月額、改正後の第１５条の２第２項第２号の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、１００分の１０を乗じて得た額とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- ６ 改正後の第１５条の５の規定は、この条例の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
（委任）

- ７ 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

- ８ 次に掲げる条例の規定中「附則第９条第３項」を「附則第９条第２項」に改める。

(1) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年泉南市条例第３５号）附則第２項

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年泉南市条例第３６号）附則

第2項

附則別表（附則第2項関係）

ア 一般職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1

16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4

36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	

56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		

76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					

96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給
-----	-----

	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7

20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27

40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47

60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67

80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81

議案第 11 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

外国語指導助手等として任用される者の報酬月額を改定するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年泉南市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「280,000円以上330,000円以下」を「335,000円以上360,000円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 12 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）により、同法に規定する就業手当が廃止されることに伴い所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第6項ただし書中「第6条の5第2項に規定する」の次に「一般職の」を加える。

附則第7項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第11項第4号（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 13 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、本市関係条例において引用する条項にずれが生じることにより、所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（泉南市市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第52条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第81条第2項第2号及び第119条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部改正）

第2条 泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

（泉南市入湯税賦課徴収条例の一部改正）

第3条 泉南市入湯税賦課徴収条例（令和2年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

子どもが、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる機関として子どもの権利救済委員会を設置することに伴い、所要の規定を定める必要から、本条例の改正を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市子どもの権利に関する条例の一部を改正する条例

泉南市子どもの権利に関する条例（平成24年泉南市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「条例の実施と検証」を「子どもの権利の救済」に、「・第16条）」を「一第17条）」に、「第4章 雑則」を「第4章 条例の実施と検証（第18条・第19条）
第5章 雑則（第20条）」に改める。

前文第8項の次に次のように加える。

2025年3月、再びかけがえのない生命と尊厳が喪われることがないように、改めて子どもの権利が擁護、救済されるまちをめざし、条例を改正します。この条例とともに育ってきた子どもや若者たちが、前文を書き継ぎました。

私たちは12年間を条例のある泉南ですごし、
子どもの権利と出会い、ともに育ってきました。

私たちは子どもの権利と出会ったから、いま、ここにいます。

「どうにもならないこともあるけれど、
人に助けを求めるハードルが低くなった。」

「子どもの権利に後おしされて、新しい自分をみつけた。」
子どもの権利はやさしく心づよい存在です。

「でも、権利を知っていても、それが希望にみえなくなるときがある。」
だからこそ、認め合える人と人とのつながりを、ひろげていきたいです。

——権利とともに 私たちとともに——

第17条を第20条とする。

第4章を第5章とする。

第16条第2項中「等で」を「と市民により」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第4項中「条例委員会及び市民モニターは、相互に」を「条例委員会は、市民モニターと相互に」に改め、「ための」の次に「調査、審議その他の」を加え、「条例委員会は」を削り、第3章中同条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 子どもの権利の救済

（子どもの権利救済委員会の設置）

第15条 市長及び教育委員会は共同して、泉南市のすべての子どもの尊厳と権利が不断に尊重され、及び擁護され、救済される「まちづくり」を改めて推進するため、第6条第2項に基づいて、子どもの権利に関する識見を持つ有識者等で構成する、子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設けます。

2 市民等は、子どもであるかおとなであるかを問わず何人も、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」に基づき、子どもの権利が侵害されている疑いがもたれるとき、第6条第1項に規定する子どもの権利に根差して救済委員会に相談し、又は救済の申立てを行うことができます。

3 救済委員会は、自らを子どもの権利の擁護者、代弁者、そして公的良心の喚起者として深く認識し、その職務の遂行に努めなければなりません。

（救済委員会の職務）

第16条 救済委員会は、第3条に規定する「子どもの権利の尊重」が具体的に実現されるよう、次に掲げる事項を自らの職務として担います。

- (1) 前条第2項に基づく相談及び救済の申立てを受けること。
- (2) 前号の救済の申立てを受け、又は自己の発意により、必要な調査を市及び子ども施設に対して行うこと。
- (3) 調査の結果、必要と認めるときは、是正措置の勧告、制度改善の要請、その他意見表明を行うこと。
- (4) 前号を受けて講じた措置について、報告を求めること。
- (5) 前各号の内容について、必要と認めるときは、その内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利に対する人権侵害の予防的活動として、広報及び啓発を行うこと。

2 救済委員会は、第19条第2項の子どもの権利条例委員会が行う検証及び報告等に資するため、子どもの権利条例委員会に協力するよう努めます。

3 救済委員会は、第1項に関する活動の総括等を行い、これについて原則として年次的に、市長及び教育委員会に報告し、市民等に公表します。

(救済委員会に関する市等の責務)

第17条 市及び市が設置する子ども施設は、救済委員会の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し援助しなければなりません。

2 前項の施設以外の子ども施設及び市民等は、救済委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するよう努めます。

3 市長は、前条第1項各号に規定する職務の遂行に必要な補助を行うために、子どもの権利相談員を置きます。

4 市及び子ども施設は、救済委員会の機能が十分果たされるよう、第8条に規定する「子どもの権利に関する学習と教育」の取組を実践するものとします。

5 市は、子どもの相談救済に関し、救済委員会と市民等とが相互に有効なパートナーシップが育まれるよう、必要な条件整備等に努めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に 1 章を加える改正規定（第 1 5 条第 2 項に係る部分に限る。）は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

- 2 報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年泉南市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表子どもの安全委員の項の次に次のように加える。

子どもの権利救済委員	月額 8 0, 0 0 0 円
------------	-----------------

議案第 15 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 109 号）により、栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士が追加されることに伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 16 号

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）により、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）が改正され、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市漁港管理条例の一部を改正する条例

泉南市漁港管理条例（平成16年泉南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は公共空地」を「及び公共空地」に、「又は占用の」を「若しくは占用の」に改め、同項各号列記以外の部分中「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「法第39条第4項の」を加え、「又は地方公共団体」を「及び地方公共団体」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「同項第1号」に改め、「第4項中「占用料等」とあるのは「土砂採取料等」と」の次に「、「前項各号に規定する許可」とあるのは「法第39条第1項の規定による土砂の採取若しくは占用の許可又は法第43条第1項の認定」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しがされることにより、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市下水道条例の一部を改正する条例

泉南市下水道条例（平成 5 年泉南市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 0 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の勤務年数区分が改正されることにより、所要の措置を講ずる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

泉南市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年泉南市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

（単位 千円）

階級	勤務年数						
	5 年以上 1 0 年未満	1 0 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上 2 0 年未満	2 0 年以上 2 5 年未満	2 5 年以上 3 0 年未満	3 0 年以上 3 5 年未満	3 5 年以上
団長	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9	1, 0 7 9
副団長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9	1, 0 0 9
分団長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9	9 4 9

副分団長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9	9 0 9
部長及び班長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4	8 3 4
団員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9	7 8 9

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、前項の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 19 号

令和 6 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 6 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 130,597 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,352,541 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		169,180	932	170,112
	4 森林環境譲与税	11,280	932	12,212
11 地方交付税		4,281,076	296,528	4,577,604
	1 地方交付税	4,281,076	296,528	4,577,604
15 国庫支出金		6,976,976	9,310	6,986,286
	1 国庫負担金	4,666,312	△ 1,060	4,665,252
	2 国庫補助金	2,290,575	10,370	2,300,945
16 府支出金		2,494,150	△ 40,524	2,453,626
	1 府負担金	1,769,325	△ 4,483	1,764,842
	2 府補助金	575,247	△ 13,730	561,517
	3 委託金	149,578	△ 22,311	127,267
17 財産収入		38,466	399	38,865
	2 財産売却収入	5,800	399	6,199
18 寄附金		1,323,411	44	1,323,455
	1 寄附金	1,323,411	44	1,323,455
19 繰入金		2,628,114	△ 380,055	2,248,059
	1 基金繰入金	2,619,096	△ 380,055	2,239,041
20 諸収入		427,881	△ 24,231	403,650
	3 雑入	420,872	△ 24,231	396,641
21 市債		1,006,196	7,000	1,013,196

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 市債	1,006,196	7,000	1,013,196
歳 入	合 計	30,483,138	△ 130,597	30,352,541

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		214,203	△ 3,500	210,703
	1 議会費	214,203	△ 3,500	210,703
2 総務費		3,309,804	76,332	3,386,136
	1 総務管理費	2,657,821	112,110	2,769,931
	2 徴税費	318,661	△ 2,968	315,693
	4 選挙費	122,876	△ 32,810	90,066
3 民生費		14,343,474	△ 29,266	14,314,208
	1 社会福祉費	6,220,373	△ 26,366	6,194,007
	2 児童福祉費	4,012,196	△ 49,479	3,962,717
	3 生活保護費	2,057,081	△ 4,002	2,053,079
	4 国民健康保険費	947,142	50,581	997,723
4 衛生費		2,250,830	△ 184,181	2,066,649
	1 保健衛生費	911,105	△ 101,701	809,404
	2 清掃費	1,319,607	△ 82,480	1,237,127
5 農林水産業費		223,574	△ 30,000	193,574
	1 農業費	207,647	△ 30,000	177,647
6 商工費		261,434	3,275	264,709
	1 商工費	261,434	3,275	264,709
7 土木費		2,365,935	15,494	2,381,429
	2 道路橋梁費	359,013	△ 4,129	354,884
	3 河川費	62,368	0	62,368

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 都市計画費	1,574,867	32,388	1,607,255
	5 住宅費	165,955	△ 12,765	153,190
8 消防費		852,998	52,966	905,964
	1 消防費	852,998	52,966	905,964
9 教育費		2,900,050	△ 131,711	2,768,339
	1 教育総務費	804,097	△ 22,222	781,875
	2 小学校費	735,194	△ 43,399	691,795
	3 中学校費	396,040	△ 37,861	358,179
	4 幼稚園費	345,785	△ 21,694	324,091
	5 社会教育費	537,669	△ 6,535	531,134
11 諸支出金		1,511,058	99,994	1,611,052
	3 公債費管理基金費	937	99,018	99,955
	6 地域福祉基金費	623	44	667
	9 森林環境譲与税基金費	11,280	932	12,212
歳 出 合 計		30,483,138	△ 130,597	30,352,541

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	防災備蓄事業	8, 4 4 8 千円
衛生費	保健衛生費	施設管理事業	8 2 5 千円
農林水産業費	農業費	農道水路改修事業	3 0, 0 0 0 千円
土木費	道路橋梁費	道路新設改良事業	3 2, 0 0 0 千円
土木費	河川費	河川管理事業	2 9, 4 0 0 千円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	1 7, 6 0 0 千円
土木費	都市計画費	砂川樋井線新設事業	4 4 6, 4 5 7 千円

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還方法
防災用広報システム整備事業	千円 13,600	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては当該見 直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金 については、その融通条件に よる。ただし、財政の都合に より、償還期限及び据置期間 を短縮し、又は繰上償還若し くは低利に借り換えることが できる。	千円 11,200	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
農業水路改修事業	62,600	〃	〃	〃	40,300	〃	〃	〃
道路整備事業	249,700	〃	〃	〃	308,600	〃	〃	〃
河川改修事業	48,000	〃	〃	〃	51,700	〃	〃	〃
公園整備事業	43,000	〃	〃	〃	39,100	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	27,400	〃	〃	〃	26,700	〃	〃	〃
学校教育施設等整備事業	216,500	〃	〃	〃	190,200	〃	〃	〃

令和 6 年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 11 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
2 地方譲与税		169,180	932	170,112			
(4) 森林環境譲与税		11,280	932	12,212			
	1) 森林環境譲与税	11,280	932	12,212	1. 森林環境譲与税	932	森林環境譲与税
11 地方交付税		4,281,076	296,528	4,577,604			
(1) 地方交付税		4,281,076	296,528	4,577,604			
	1) 地方交付税	4,281,076	296,528	4,577,604	1. 地方交付税	296,528	普通交付税
15 国庫支出金		6,976,976	9,310	6,986,286			
(1) 国庫負担金		4,666,312	△1,060	4,665,252			
	1) 民生費国庫負担金	4,620,422	△1,060	4,619,362	1. 社会福祉費負担金	△1,350	生活困窮者自立支援負担金
					4. 国民健康保険費負担金	290	産前産後保険料負担金
(2) 国庫補助金		2,290,575	10,370	2,300,945			
	1) 総務費国庫補助金	210,227	3,663	213,890	1. 総務管理費補助金	3,663	新しい地方経済・生活環境創生交付金
	2) 民生費国庫補助金	1,433,981	△1,000	1,432,981	2. 児童福祉費補助金	△1,000	子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）
	3) 衛生費国庫補助金	52,372	825	53,197	1. 保健衛生費補助金	825	出産・子育て応援交付金
	4) 土木費国庫補助金	519,742	6,882	526,624	1. 道路橋梁費補助金	△3,295	社会資本整備総合交付金（道路課） 道路メンテナンス事業補助金
					2. 都市計画費補助金	17,134	社会資本整備総合交付金（道路課） 踏切道改良計画事業補助金

款 15 国庫支出金 項 2 国庫補助金

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
					3. 住宅費補助金	△6,957	社会資本整備総合交付金（住宅公園課） 空き家対策総合支援事業補助金
							△2,576 △4,381
16 府支出金		2,494,150	△40,524	2,453,626			
(1) 府負担金		1,769,325	△4,483	1,764,842			
	1) 民生費府負担金	1,769,325	△4,483	1,764,842	1. 社会福祉費負担金	△4,628	後期高齢者医療保険基盤安定負担金
					4. 国民健康保険費負担金	145	産前産後保険料負担金
(2) 府補助金		575,247	△13,730	561,517			
	1) 総務費府補助金	17,140	500	17,640	1. 総務管理費補助金	500	2025年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金
	2) 民生費府補助金	322,163	△1,000	321,163	2. 児童福祉費補助金	△1,000	子ども・子育て支援交付金（家庭支援課）
	6) 土木費府補助金	124,007	△15,970	108,037	3. 都市計画費補助金	△17,826	砂川樫井線新設事業補助金
					4. 道路橋梁費補助金	1,856	牧野山手線改良事業補助金
	7) 消防費府補助金	5,121	426	5,547	1. 消防費補助金	426	消防ヘリ運営分担金補助金
	8) 教育費府補助金	44,764	2,314	47,078	1. 教育総務費補助金	2,314	子どもの貧困緊急対策事業費補助金
(3) 委託金		149,578	△22,311	127,267			
	1) 総務費委託金	143,402	△22,311	121,091	5. 選挙費委託金	△22,311	衆議院議員総選挙委託金 大阪府議会議員選挙委託金
							△13,791 △8,520
17 財産収入		38,466	399	38,865			

(2) 財産売払収入		5,800	399	6,199			
	2) 不動産売払収入	4,800	399	5,199	1. 土地建物売払収入	399	土地売払収入（道路課）
18 寄附金		1,323,411	44	1,323,455			
(1) 寄附金		1,323,411	44	1,323,455			
	2) 民生費寄附金	6	44	50	1. 児童福祉費寄附金	44	こども・若者応援寄附金
19 繰入金		2,628,114	△380,055	2,248,059			
(1) 基金繰入金		2,619,096	△380,055	2,239,041			
	1) 財政調整基金繰入金	659,172	△363,055	296,117	1. 財政調整基金繰入金	△363,055	財政調整基金繰入金
	2) 公共施設整備基金繰入金	208,200	△16,500	191,700	1. 公共施設整備基金繰入金	△16,500	公共施設整備基金繰入金
	4) ふるさと泉南水なす基金繰入金	993,726	△500	993,226	1. ふるさと泉南水なす基金繰入金	△500	ふるさと泉南水なす基金繰入金
20 諸収入		427,881	△24,231	403,650			
(3) 雑入		420,872	△24,231	396,641			
	2) 雑入	403,052	△24,231	378,821	3. 徴収金収入	△1,389	J E T住宅家賃
					4. 雑入	△22,842	後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金 27,158 新型コロナワクチン接種助成金 △50,000
21 市債		1,006,196	7,000	1,013,196			
(1) 市債		1,006,196	7,000	1,013,196			

款 21 市債 項 1 市債

款 21 市債

項 1 市債

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
					区 分	金 額		
	1) 総務債	22,900	△2,400	20,500	1. 総務管理債	△2,400	防災用広報システム整備事業債	
	4) 農林水産業債	64,200	△22,300	41,900	1. 農業債	△22,300	農業水路改修事業債	
	5) 土木債	371,900	58,000	429,900	1. 道路橋梁債	△2,200	道路整備事業債	
					2. 河川債	3,700	河川改修事業債	
					3. 都市計画債	57,200	道路整備事業債 公園整備事業債	61,100 △3,900
					4. 住宅債	△700	住宅整備事業債	
	6) 教育債	302,200	△26,300	275,900	1. 小学校債	△21,500	学校教育施設等整備事業債	
					2. 中学校債	△4,800	学校教育施設等整備事業債	
	歳 入 合 計		30,483,138	△130,597	30,352,541			

歳

出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議会費	214,203	△3,500	210,703		△3,500	
(1) 議会費	214,203	△3,500	210,703		△3,500	
1) 議会費	214,203	△3,500	210,703		△3,500	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△2,500	
				8. 旅費	△1,000	
[1] 人件費事業	189,980	△2,500	187,480		△2,500	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△2,500	期末手当（議員）
[3] 議会活動補助事業	4,228	△1,000	3,228		△1,000	議会事務局
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△1,000	費用弁償
2 総務費	3,309,804	76,332	3,386,136	△21,048	97,380	
				国庫支出金		
				3,663		
				府支出金		
				△21,811		
				地方債		
				△2,400		
				繰入金		
				△500		
(1) 総務管理費	2,657,821	112,110	2,769,931	1,263	110,847	
				国庫支出金		
				3,663		
				府支出金		
				500		
				地方債		
				△2,400		
				繰入金		
				△500		
2) 人事管理費	659,541	126,067	785,608		126,067	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	126,067	

款 2 総務費 項 1 総務管理費

款 2 総務費

項 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
[1] 人件費事業	633,353	126,067	759,420		126,067	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	126,067	退職手当
9) 企画費	901,795	4,521	906,316	1,263	3,258	
				国庫支出金		
				3,663		
				府支出金		
				500		
				地方債		
				△2,400		
				繰入金		
				△500		
				節 区 分	金 額	
[12] 防災備蓄事業	1,704	8,448	10,152			
				3,663	4,785	危機管理課
				国庫支出金		
				3,663		
				[総務管理費補助金		
				3,663]		
[13] 防災情報伝達推進事業	30,752	△3,927	26,825	節 区 分	金 額	
				10. 需用費	1,122	消耗品費
				17. 備品購入費	7,326	避難所等備品購入費
				△2,400	△1,527	危機管理課
				地方債		
				△2,400		
				[総務管理債		
				△2,400]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△3,927	設計委託料

[18] 万博推進事業	17,520	0	17,520			連携戦略課
				府支出金 500 [総務管理費補助金 500]		
				繰入金 △500 [ふるさと泉南水な す基金繰入金 △500]		
10) 情報管理費	285,462	△18,478	266,984		△18,478	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料 17. 備品購入費	△1,493 △16,985	
[3] 住民情報記録シ ステム事業	111,136	△1,493	109,643		△1,493	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,493	電算委託料 △592 ネットワーク回線構築及び運用管理委託料 △901
[4] 行政LAN事業	114,363	△16,985	97,378		△16,985	デジタル推進課
				節 区 分	金 額	
				17. 備品購入費	△16,985	機械器具費
(2) 徴税費	318,661	△2,968	315,693		△2,968	
1) 賦課費	192,507	△2,968	189,539		△2,968	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,968	
[2] 市税賦課事務事 業	68,118	△2,968	65,150		△2,968	税務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,968	航空写真撮影業務委託料 △702 評価基図作成業務委託料 △704 固定資産税路線価付設業務委託料 △1,562
(4) 選挙費	122,876	△32,810	90,066	△22,311	△10,499	
				府支出金 △22,311		

款 2 総務費 項 4 選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2) 市議会議員一般 選挙費	43,396	△10,499	32,897		△10,499	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△740	
				7. 報償費	△51	
				8. 旅費	△10	
				10. 需用費	△211	
				11. 役務費	△435	
				12. 委託料	△796	
				13. 使用料及び賃借料	△179	
				15. 原材料費	△33	
[1] 選挙等執行事業	43,396	△10,499	32,897	17. 備品購入費	△935	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△7,109	
					△10,499	選挙管理委員会事務局
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△740	超勤手当 △416 管理職員特別勤務手当 △324
				7. 報償費	△51	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△10	費用弁償 △2 普通旅費 △8
				10. 需用費	△211	消耗品費 △204 食糧費 △4 印刷製本費 △3
				11. 役務費	△435	郵便料 △131 器具点検料 △134 不在者投票管理経費 △146 保険料 △24
				12. 委託料	△796	電算委託料 22 警備委託料 △57 選挙公報配布委託料 △238 ポスター掲示場設置及び撤去費 △50

						人材派遣委託料	△473
				13. 使用料及び賃借料	△179	機械・器具借上料	27
						投票所借上料	△3
						会場借上料	△156
						車両借上料	△47
				15. 原材料費	△33	資材費	
				17. 備品購入費	△935	庁用器具費	
3) 衆議院議員総選挙費	31,866	△13,791	18,075	18. 負担金、補助及び交付金	△7,109	選挙運動用ビラ作成料負担金	△173
						選挙運動用ポスター作成料負担金	△3,251
						選挙運動用自動車使用料負担金	△2,928
						選挙運動用通常葉書郵送料負担金	△757
					△13,791		
				府支出金			
					△13,791		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△443		
				3. 職員手当等	△7,188		
[1] 選挙等執行事業	31,866	△13,791	18,075	7. 報償費	△103		
				8. 旅費	△12		
				10. 需用費	△590		
				11. 役務費	△1,886		
				12. 委託料	△2,500		
				13. 使用料及び賃借料	△683		
				15. 原材料費	△55		
				17. 備品購入費	△331		
					△13,791		
				府支出金			
					△13,791		
				[選挙費委託金			
					△13,791]		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△443	投票管理者報酬	△75
						投票立会人報酬	△138
						期日前投票所の投票立会人報酬	△57
						開票立会人報酬	△173

款 2 総務費 項 4 選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△7,188	超勤手当 △6,498 管理職員特別勤務手当 △690
				7. 報償費	△103	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△12	費用弁償 △2 普通旅費 △10
				10. 需用費	△590	消耗品費 △434 食糧費 △38 印刷製本費 △99 被服費 △19
				11. 役務費	△1,886	郵便料 △1,467 器具点検料 △386 保険料 △33
				12. 委託料	△2,500	電算委託料 △851 警備委託料 △99 選挙公報配布委託料 360 ポスター掲示場設置及び撤去費 △831 人材派遣委託料 △1,079
				13. 使用料及び賃借料	△683	機械・器具借上料 △170 投票所借上料 △100 会場借上料 △254 車両借上料 △147 駐車通行料 △12
				15. 原材料費	△55	資材費
				17. 備品購入費	△331	機械器具費
4) 大阪府議会議員 補欠選挙費	23,378	△8,520	14,858		△8,520	
				府支出金	△8,520	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬 3. 職員手当等	△858 △2,735	

				7. 報償費	△54	
				8. 旅費	△14	
				10. 需用費	△435	
				11. 役務費	△870	
				12. 委託料	△3,054	
				13. 使用料及び賃借料	△557	
				15. 原材料費	△55	
				17. 備品購入費	112	
[1] 選挙等執行事業	23,378	△8,520	14,858	△8,520		選挙管理委員会事務局
				府支出金		
				△8,520		
				[選挙費委託金		
				△8,520]		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△858	開票管理者報酬 △13 投票管理者報酬 △225 投票立会人報酬 △414 期日前投票所の投票立会人報酬 △126 開票立会人報酬 △80
				3. 職員手当等	△2,735	超勤手当 △2,423 管理職員特別勤務手当 △312
				7. 報償費	△54	ポスター掲示場設置箇所謝礼
				8. 旅費	△14	費用弁償 △2 普通旅費 △12
				10. 需用費	△435	消耗品費 △271 食糧費 △65 印刷製本費 △99
				11. 役務費	△870	郵便料 △663 器具点検料 △174 保険料 △33
				12. 委託料	△3,054	電算委託料 △638 選挙公報配布委託料 △321 ポスター掲示場設置及び撤去費 △627 人材派遣委託料 △1,468
				13. 使用料及び賃借料	△557	機械・器具借上料 △12 投票所借上料 △56

款 2 総務費 項 4 選挙費

款 2 総務費 項 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
						会場借上料 △271 車両借上料 △209 駐車通行料 △9
				15. 原材料費	△55	資材費
				17. 備品購入費	112	機械器具費
				△7,543	△21,723	
3 民生費	14,343,474	△29,266	14,314,208	国庫支出金 △2,060		
				府支出金 △5,483		
				△5,978	△20,388	
(1) 社会福祉費	6,220,373	△26,366	6,194,007	国庫支出金 △1,350		
				府支出金 △4,628		
				△1,350	△450	
1) 社会福祉総務費	1,391,784	△1,800	1,389,984	国庫支出金 △1,350		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,800	
				△1,350	△450	生活福祉課
[8] 住居確保給付金 事業	3,078	△1,800	1,278	国庫支出金 △1,350 [社会福祉費負担金 △1,350]		
				節 区 分	金 額	
				19. 扶助費	△1,800	住居確保給付金
				△2,946	△2,946	
8) 障害福祉費	3,263,444	△2,946	3,260,498	節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	
				3. 職員手当等	△946	

[1] 人件費事業	101,696	△2,946	98,750		△2,946	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	△946	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
9) 老人福祉費	86,739	△4,850	81,889		△4,850	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	
				3. 職員手当等	△1,850	
[1] 人件費事業	26,556	△4,850	21,706		△4,850	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,500	一般職
				3. 職員手当等	△1,850	地域手当 期末手当 勤勉手当
14) 後期高齢者医療費	1,134,256	△16,770	1,117,486		△4,628	
				府支出金		
					△4,628	
				節 区 分	金 額	
[1] 人件費事業	16,615	△870	15,745		△870	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△500	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	△370	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
[2] 後期高齢者医療事業特別会計繰出金事業	254,878	△6,173	248,705		△4,628	保険年金課

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				府支出金 △4,628 [社会福祉費負担金 △4,628]		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	△6,173	後期高齢者医療事業特別会計繰出金
[3] 後期高齢者医療 負担金事業	860,563	△9,727	850,836		△9,727	保険年金課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△9,727	後期高齢者医療広域連合事務費負担金
(2) 児童福祉費	4,012,196	△49,479	3,962,717	△2,000	△47,479	
				国庫支出金 △1,000		
				府支出金 △1,000		
1) 児童福祉総務費	1,174,422	△3,200	1,171,222	△2,000	△1,200	
				国庫支出金 △1,000		
				府支出金 △1,000		
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等 12. 委託料	△200 △3,000	
[1] 人件費事業	49,298	△200	49,098		△200	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△200	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
[6] 育児ヘルプ家庭 訪問事業	4,316	△3,000	1,316	△2,000	△1,000	家庭支援課
				国庫支出金 △1,000		

				[児童福祉費補助金 △1,000]			
				府支出金 △1,000 [児童福祉費補助金 △1,000]			
				節 区 分	金 額		
				12. 委託料	△3,000	育児ヘルプ家庭訪問事業委託料	
5) 保育子育て支援費	116,686	△775	115,911		△775		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△775		
[1] 人件費事業	102,634	△775	101,859		△775	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△775	会計年度任用職員報酬	
6) 保育教育支援費	1,804,354	△20,600	1,783,754		△20,600		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△7,000		
				2. 給料	△5,000		
				3. 職員手当等	△7,600		
4. 共済費	△1,000						
[1] 人件費事業	287,766	△20,600	267,166		△20,600	秘書人事課	
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△7,000	会計年度任用職員報酬	
				2. 給料	△5,000	一般職	
				3. 職員手当等	△7,600	地域手当	△300
						期末手当	△1,600
						勤勉手当	△1,200
						期末手当（会計年度任用職員）	△2,500
勤勉手当（会計年度任用職員）	△2,000						
4. 共済費	△1,000	共済組合納付金					
7) 子ども総合支援センター費	239,347	△12,404	226,943		△12,404		
				節 区 分	金 額		
				1. 報酬	△5,000		
2. 給料	△3,400						

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				3. 職員手当等	△3,704	
				4. 共済費	△300	
[1] 人件費事業	204,529	△12,404	192,125		△12,404	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△5,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△3,400	一般職
				3. 職員手当等	△3,704	地域手当△204
						期末手当△700
						勤勉手当△800
						期末手当（会計年度任用職員）△1,000
						勤勉手当（会計年度任用職員）△1,000
				4. 共済費	△300	共済組合納付金
8) 地域子育て支援 センター事業費	136,750	△12,500	124,250		△12,500	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	
				2. 給料	△5,000	
				3. 職員手当等	△4,500	
[1] 人件費事業	117,199	△12,500	104,699		△12,500	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△2,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△5,000	一般職
				3. 職員手当等	△4,500	地域手当△300
						期末手当△1,300
						勤勉手当△1,200
						期末手当（会計年度任用職員）△1,000
						勤勉手当（会計年度任用職員）△700
				4. 共済費	△1,000	共済組合納付金
(3) 生活保護費	2,057,081	△4,002	2,053,079		△4,002	
1) 生活保護費	2,057,081	△4,002	2,053,079		△4,002	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,200	
				3. 職員手当等	△1,502	
				4. 共済費	△300	
[1] 人件費事業	109,241	△4,002	105,239		△4,002	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,200	一般職
				3. 職員手当等	△1,502	地域手当 △132 期末手当 △580 勤勉手当 △790
				4. 共済費	△300	共済組合納付金
(4) 国民健康保険費	947,142	50,581	997,723	435	50,146	
				国庫支出金		
				290		
				府支出金		
				145		
1) 国民健康保険費	947,142	50,581	997,723	435	50,146	
				国庫支出金		
				290		
				府支出金		
				145		
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	50,581	
[1] 国民健康保険事業特別会計繰出金事業	947,142	50,581	997,723	435	50,146	保険年金課
				国庫支出金		
				290		
				[国民健康保険費負担金		
				290]		
				府支出金		
				145		
				[国民健康保険費負担金		
				145]		

款 3 民生費 項 4 国民健康保険費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				27. 繰出金	50,581	国民健康保険事業特別会計繰出金
4 衛生費	2,250,830	△184,181	2,066,649	△49,175	△135,006	
				国庫支出金 825		
				諸収入 △50,000		
(1) 保健衛生費	911,105	△101,701	809,404	△49,175	△52,526	
				国庫支出金 825		
				諸収入 △50,000		
1) 保健センター費	179,335	225	179,560	825	△600	
				国庫支出金 825		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬 12. 委託料	△600 825	
[1] 人件費事業	130,461	△600	129,861		△600	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△600	会計年度任用職員報酬
[2] 施設管理事業	23,185	825	24,010	825		保健推進課
				国庫支出金 825 [保健衛生費補助金 825]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	825	電算システム改修委託料
4) 予防対策費	356,906	△99,000	257,906	△50,000	△49,000	
				諸収入 △50,000		

				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△99,000	
[1] 予防接種事業	356,271	△99,000	257,271	△50,000	△49,000	保健推進課
				諸収入 △50,000 [雑入 △50,000]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△99,000	新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料 △90,000 予防接種委託料 △9,000
6) 環境衛生費	63,312	△2,926	60,386		△2,926	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,600	
				3. 職員手当等	△1,026	
				4. 共済費	△300	
[1] 人件費事業	62,805	△2,926	59,879		△2,926	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△1,600	一般職
				3. 職員手当等	△1,026	地域手当 △96 期末手当 △450 勤勉手当 △480
				4. 共済費	△300	共済組合納付金
(2) 清掃費	1,319,607	△82,480	1,237,127		△82,480	
1) 塵芥処理費	954,138	△82,480	871,658		△82,480	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	
				3. 職員手当等	△1,360	
				4. 共済費	△1,000	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△78,120	
[1] 人件費事業	190,825	△4,360	186,465		△4,360	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△2,000	一般職
				3. 職員手当等	△1,360	地域手当 △120 期末手当 △550 勤勉手当 △690

款 4 衛生費 項 2 清掃費

款 4 衛生費 項 2 清掃費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				4. 共済費	△1,000	共済組合納付金
[4] 泉南清掃事務組合負担金事業	607,440	△78,120	529,320		△78,120	清掃課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	△78,120	泉南清掃事務組合負担金
5 農林水産業費	223,574	△30,000	193,574		△22,300	△7,700
				地方債		
				△22,300		
(1) 農業費	207,647	△30,000	177,647		△22,300	△7,700
				地方債		
				△22,300		
4) 農地費	83,411	△30,000	53,411		△22,300	△7,700
				地方債		
				△22,300		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	△30,000	
[1] 農道水路改修事業	83,411	△30,000	53,411		△22,300	△7,700
				地方債		
				△22,300		
				[農業債	△22,300]	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	△30,000	耕地事業補助金
6 商工費	261,434	3,275	264,709		3,275	
(1) 商工費	261,434	3,275	264,709		3,275	
1) 商工総務費	77,697	△1,410	76,287		△1,410	

				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△900	
				3. 職員手当等	△510	
[1] 人件費事業	77,697	△1,410	76,287		△1,410	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△900	一般職
				3. 職員手当等	△510	地域手当 △60 期末手当 △280 勤勉手当 △170
2) 商工振興費	40,338	4,685	45,023		4,685	
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	4,685	
[5] 企業立地促進事業	12,398	4,685	17,083		4,685	連携戦略課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	4,685	立地促進奨励金 4,651 水道料金・下水道使用料助成金 34
7 土木費	2,365,935	15,494	2,381,429	48,912	△33,418	
				国庫支出金		
				6,882		
				府支出金		
				△15,970		
				地方債		
				58,000		
(2) 道路橋梁費	359,013	△4,129	354,884	△3,639	△490	
				国庫支出金		
				△3,295		
				府支出金		
				1,856		
				地方債		
				△2,200		
3) 道路維持費	161,573	△4,129	157,444	△3,774	△355	
				国庫支出金		
				△2,274		

款 7 土木費 項 2 道路橋梁費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				地方債 △1,500		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△352	
				14. 工事請負費	△3,777	
[1] 道路維持管理事業	127,883	△4,129	123,754	△3,774	△355	道路課
				国庫支出金 △2,274 [道路橋梁費補助金 △2,274]		
				地方債 △1,500 [道路橋梁債 △1,500]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△352	橋梁長寿命化計画策定委託料
				14. 工事請負費	△3,777	
5) 道路新設改良費	101,312	0	101,312	135	△135	
				国庫支出金 △1,021		
				府支出金 1,856		
				地方債 △700		
[1] 道路新設改良事業	101,312	0	101,312	135	△135	道路課
				国庫支出金 △1,021 [道路橋梁費補助金 △1,021]		

				府支出金 1,856 [道路橋梁費補助金 1,856]		
				地方債 △700 [道路橋梁債 △700]		
(3) 河川費	62,368	0	62,368	3,700	△3,700	
				地方債 3,700		
2) 河川維持改良費	49,680	0	49,680	3,700	△3,700	
				地方債 3,700		
[1] 河川管理事業	49,680	0	49,680	3,700	△3,700	下水道課
				地方債 3,700 [河川債 3,700]		
(4) 都市計画費	1,574,867	32,388	1,607,255	56,508	△24,120	
				国庫支出金 17,134		
				府支出金 △17,826		
				地方債 57,200		
1) 都市政策総務費	59,216	△1,219	57,997		△1,219	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,219	
[2] 都市計画関連業務事業	10,741	△1,219	9,522		△1,219	都市政策課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,219	都市計画決定等業務委託料
4) 公園管理費	114,887	△5,238	109,649	△3,900	△1,338	
				地方債 △3,900		

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費
項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△730	
				12. 委託料	△2,058	
				14. 工事請負費	△2,450	
[2] 公園緑地等維持 管理事業（住宅 公園課）	104,113	△5,238	98,875			
				△3,900	△1,338	住宅公園課
				地方債 △3,900		
				[都市計画債 △3,900]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△730	光熱水費
				12. 委託料	△2,058	設計委託料
				14. 工事請負費	△2,450	
6) 都市計画道路事 業費	596,756	152,845	749,601			
				169,208	△16,363	
				国庫支出金 79,834		
				府支出金 △17,826		
				地方債 107,200		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,231	
[1] 砂川樫井線新設 事業	595,199	152,845	748,044	16. 公有財産購入費	△10,572	
				18. 負担金、補助及び 交付金	205,348	
				21. 補償、補填及び賠 償金	△40,700	
				168,174	△15,329	道路課

				国庫支出金 79,200 [都市計画費補助金 79,200]		
				府支出金 △17,826 [都市計画費補助金 △17,826]		
				地方債 106,800 [都市計画債 106,800]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,231	測量・調査等委託料 △941 物件調査委託料 △290
				16. 公有財産購入費	△10,572	
				18. 負担金、補助及び 交付金	205,348	砂川樫井線新設事業負担金
				21. 補償、補填及び賠 償金	△40,700	補償金
[2] 信達樽井線改良 事業	1,557	0	1,557	1,034	△1,034	道路課
				国庫支出金 634 [都市計画費補助金 634]		
				地方債 400 [都市計画債 400]		
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費	119,257	△114,000	5,257	△108,800	△5,200	
				国庫支出金 △62,700		
				地方債 △46,100		

款 7 土木費 項 4 都市計画費

款 7 土木費
項 4 都市計画費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,000	
				16. 公有財産購入費	△53,500	
				21. 補償、補填及び賠償金	△59,500	
[1] 和泉砂川駅周辺整備事業	119,257	△114,000	5,257	△108,800	△5,200	道路課
				国庫支出金		
				△62,700		
				[都市計画費補助金		
				△62,700]		
				地方債		
				△46,100		
				[都市計画債		
				△46,100]		
				節 区 分	金 額	
(5) 住宅費	165,955	△12,765	153,190	12. 委託料	△1,000	測量・調査等委託料
				16. 公有財産購入費	△53,500	
				21. 補償、補填及び賠償金	△59,500	補償金
				△7,657	△5,108	
1) 住宅管理費	155,814	△4,000	151,814	国庫支出金		
				△6,957		
				地方債		
				△700		
				△3,276	△724	
				国庫支出金		
				△2,576		
				地方債		
				△700		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△680	

				12. 委託料	△3,320	
[2] 市営住宅維持管理事業	66,528	△680	65,848	△735	55	住宅公園課
				国庫支出金 △735 [住宅費補助金 △735]		
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△680	光熱水費
[3] 市営住宅改修事業	3,774	△2,079	1,695	△1,640	△439	住宅公園課
				国庫支出金 △1,040 [住宅費補助金 △1,040]		
				地方債 △600 [住宅債 △600]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△2,079	設計委託料 測量・調査等委託料
						△945 △1,134
[4] 市営住宅建替事業	67,673	△1,241	66,432	△901	△340	住宅公園課
				国庫支出金 △801 [住宅費補助金 △801]		
				地方債 △100 [住宅債 △100]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△1,241	設計委託料
2) 空家対策事業費	10,141	△8,765	1,376	△4,381	△4,384	

款 7 土木費 項 5 住宅費

款 7 土木費
項 5 住宅費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				国庫支出金		
				△4,381		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,007	
				12. 委託料	△200	
[1] 空家対策事業	10,141	△8,765	1,376	14. 工事請負費	△7,058	
				18. 負担金、補助及び交付金	△500	
				△4,381	△4,384	住宅公園課
				国庫支出金		
				△4,381		
				[住宅費補助金		
				△4,381]		
				節 区 分	金 額	
				11. 役務費	△1,007	郵便料 △2
						手数料 △1,005
				12. 委託料	△200	測量・調査等委託料
				14. 工事請負費	△7,058	
				18. 負担金、補助及び交付金	△500	空家等除却工事補助金
				426	52,540	
				府支出金		
8 消防費	852,998	52,966	905,964	426		
				府支出金		
				426	52,540	
				府支出金		
				426		
(1) 消防費	852,998	52,966	905,964	426	52,540	
				府支出金		
				426		
				府支出金		
				426	52,540	
1) 常備消防費	807,621	52,966	860,587	府支出金		
				426		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び交付金	52,966	

[1] 一般事務事業	5,502	852	6,354	426	426	危機管理課
				府支出金		
				426 [消防費補助金 426]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	852	消防へリ運営負担金
[2] 泉州南消防組合 参画事業	801,922	52,114	854,036		52,114	危機管理課
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	52,114	泉州南消防組合負担金
9 教育費	2,900,050	△131,711	2,768,339	△25,375	△106,336	
				府支出金		
				2,314		
				地方債		
				△26,300		
				諸収入		
				△1,389		
(1) 教育総務費	804,097	△22,222	781,875	925	△23,147	
				府支出金		
				2,314		
				諸収入		
				△1,389		
2) 事務局費	500,843	△17,000	483,843	2,314	△19,314	
				府支出金		
				2,314		
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△14,000	
				10. 需用費	△3,000	
[1] 人件費事業	454,515	△14,000	440,515	2,314	△16,314	秘書人事課
				府支出金		
				2,314 [教育総務費補助金 2,314]		

款 9 教育費 項 1 教育総務費

款 9 教育費

項 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△14,000	会計年度任用職員報酬
[3] 執務室管理事業	16,500	△3,000	13,500		△3,000	生涯学習課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△3,000	光熱水費
4) 国際教育推進費	26,803	△5,222	21,581		△1,389	△3,833
				諸収入		
				△1,389		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△2,436	
				13. 使用料及び賃借料	△1,389	
				18. 負担金、補助及び交付金	△1,397	
[2] J E Tプログラム事業	26,523	△5,222	21,301		△1,389	△3,833
				諸収入		
				△1,389		
				[徴収金収入		
				△1,389]		
				節 区 分	金 額	
				8. 旅費	△2,436	費用弁償 △2,249 普通旅費 △187
				13. 使用料及び賃借料	△1,389	住宅借上料
				18. 負担金、補助及び交付金		研修会参加負担金 △406 J E Tプログラム負担金 △917 J E Tプログラム国内移動費用負担金 △74
				△1,397		
(2) 小学校費	735,194	△43,399	691,795		△21,500	△21,899
				地方債		
				△21,500		
1) 学校管理費	147,634	△17,524	130,110		△17,524	
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△17,524	

[2] 学校管理事業	135,427	△17,524	117,903		△17,524	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△17,524	光熱水費
3) 学校施設整備費	244,972	△25,875	219,097	△21,500	△4,375	
				地方債		
				△21,500		
				節 区 分	金 額	
[1] 施設保全整備事業	244,972	△25,875	219,097	12. 委託料	△25,875	
				△21,500	△4,375	教育総務課
				地方債		
				△21,500		
				[小学校債		
(3) 中学校費	396,040	△37,861	358,179	△21,500]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△25,875	設計委託料 △21,375
						測量・調査等委託料 △4,500
				△4,800	△33,061	
1) 学校管理費	102,326	△17,064	85,262	地方債		
				△4,800		
[2] 学校管理事業	86,161	△17,064	69,097		△17,064	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△17,064	光熱水費
3) 学校施設整備費	98,701	△7,991	90,710	△4,800	△3,191	
				地方債		
				△4,800		
				節 区 分	金 額	
[1] 施設保全整備事業	98,701	△7,991	90,710	12. 委託料	△7,991	
				△4,800	△3,191	教育総務課
				地方債		
				△4,800		

款 9 教育費 項 3 中学校費

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
				[中学校債 △4,800]		
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△7,991	設計委託料
4) 中学校給食費	138,963	△12,806	126,157		△12,806	
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△12,806	
[1] 中学校給食提供事業	113,883	△12,806	101,077		△12,806	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	△12,806	給食業務委託料
(4) 幼稚園費	345,785	△21,694	324,091		△21,694	
1) 幼稚園費	319,350	△21,694	297,656		△21,694	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△6,000	
				2. 給料	△5,000	
				3. 職員手当等	△4,800	
				4. 共済費	△1,000	
				10. 需用費	△4,894	
[1] 人件費事業	299,772	△16,800	282,972		△16,800	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△6,000	会計年度任用職員報酬
				2. 給料	△5,000	一般職
				3. 職員手当等	△4,800	地域手当 △300 期末手当 △700 勤勉手当 △1,000 期末手当（会計年度任用職員） △1,600 勤勉手当（会計年度任用職員） △1,200
				4. 共済費	△1,000	共済組合納付金
[2] 幼稚園管理事業	19,578	△4,894	14,684		△4,894	教育総務課
				節 区 分	金 額	
				10. 需用費	△4,894	光熱水費

(5) 社会教育費	537,669	△6,535	531,134		△6,535	
6) 留守家庭児童会費	156,634	△6,300	150,334		△6,300	
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,500	
				3. 職員手当等	△4,800	
[1] 人件費事業	127,554	△6,300	121,254		△6,300	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				1. 報酬	△1,500	会計年度任用職員報酬
				3. 職員手当等	△4,800	期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
						△2,700 △2,100
9) 図書館及びホール費	170,597	△235	170,362		△235	
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△700	
				3. 職員手当等	△2,222	
				4. 共済費	△200	
				12. 委託料	2,887	
[1] 人件費事業	61,001	△3,122	57,879		△3,122	秘書人事課
				節 区 分	金 額	
				2. 給料	△700	一般職
				3. 職員手当等	△2,222	地域手当 期末手当 勤勉手当 期末手当（会計年度任用職員） 勤勉手当（会計年度任用職員）
						△42 △640 △940 △400 △200
				4. 共済費	△200	共済組合納付金
[3] 文化ホール指定管理事業	33,659	2,887	36,546		2,887	文化振興課
				節 区 分	金 額	
				12. 委託料	2,887	指定管理料
11 諸支出金	1,511,058	99,994	1,611,052		443	
				財産収入		
				399		
				寄附金		
				44		

款 11 諸支出金 項 3 公債費管理基金費

款 11 諸支出金 項 3 公債費管理基金費 (単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
(3) 公債費管理基金費	937	99,018	99,955	399	98,619	
				財産収入 399		
1) 公債費管理基金費	937	99,018	99,955	399	98,619	
				財産収入 399		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	99,018	
[1] 公債費管理基金事業	937	99,018	99,955	399	98,619	総務課・財政課
				財産収入 399 [土地建物売払収入 399]		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	99,018	
				44		
(6) 地域福祉基金費	623	44	667	44		
				寄附金 44		
1) 地域福祉基金費	623	44	667	44		
				寄附金 44		
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	44	
[1] 地域福祉基金事業	623	44	667	44		子ども政策課
				寄附金 44 [児童福祉費寄附金 44]		

				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	44	
(9) 森林環境譲与税 基金費	11,280	932	12,212		932	
1) 森林環境譲与税 基金費	11,280	932	12,212		932	
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	932	
[1] 森林環境譲与税 基金事業	11,280	932	12,212		932	産業振興課
				節 区 分	金 額	
				24. 積立金	932	
歳 出 合 計	30,483,138	△130,597	30,352,541			
				国庫支出金 9,310		
				府支出金 △40,524		
				地方債 7,000		
				財産収入 399		
				寄附金 44		
				繰入金 △500		
				諸収入 △51,389		

款 11 諸支出金 項 9 森林環境譲与税基金費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当	計			
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 23,433	千円 9,689	千円 1,407	千円 565	千円 35,094	千円 6,944	千円 42,038	その他の手当 通勤手当 265千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	33,978	0	0	116,050	23,928	139,978	
	その他の 特別職	1,286	62,384	0	0	0	0	62,384	0	62,384	
	計	1,304	144,456	23,433	43,667	1,407	565	213,528	30,872	244,400	
補正前	長 等	3	0	23,433	9,689	1,407	565	35,094	6,944	42,038	その他の手当 通勤手当 265千円 児童手当 300千円
	議 員	15	82,072	0	36,478	0	0	118,550	23,928	142,478	
	その他の 特別職	1,286	63,685	0	0	0	0	63,685	0	63,685	
	計	1,304	145,757	23,433	46,167	1,407	565	217,329	30,872	248,201	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	△ 2,500	0	0	△ 2,500	0	△ 2,500	
	その他の 特別職	0	△ 1,301	0	0	0	0	△ 1,301	0	△ 1,301	
	計	0	△ 1,301	0	△ 2,500	0	0	△ 3,801	0	△ 3,801	

2. 一般職

(1) 総括（会計年度任用職員を含む）

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 379 (441)	千円 396,926	千円 1,859,083	千円 1,812,536	千円 4,068,545	千円 670,463	千円 4,739,008	
補正前	379 (441)	436,301	1,887,383	1,732,522	4,056,206	676,063	4,732,269	
比 較	0 (0)	△ 39,375	△ 28,300	80,014	12,339	△ 5,600	6,739	

※（ ）内は、短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 36,155	千円 114,089	千円 54,355	千円 18,966	千円 114,995	千円 2,040	千円 37,605	千円 4,800
	補正前	36,155	115,793	54,355	18,966	124,332	3,366	37,605	4,800
	比 較	0	△ 1,704	0	0	△ 9,337	△ 1,326	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 477,125	千円 370,399	千円 564,987				
	補正前	17,020	494,739	386,471	438,920				
	比 較	0	△ 17,614	△ 16,072	126,067				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 379 (166)	千円 0	千円 1,859,083	千円 1,727,958	千円 3,587,041	千円 612,124	千円 4,199,165	
補正前	379 (166)	0	1,887,383	1,630,028	3,517,411	617,724	4,135,135	
比 較	0 (0)	0	△ 28,300	97,930	69,630	△ 5,600	64,030	

※（ ）内は、短時間勤務職員数で外書です。

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	管理職員 特別勤務手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補正後	千円 36,155	千円 114,089	千円 54,355	千円 18,966	千円 114,995	千円 2,040	千円 37,605	千円 4,800
	補正前	36,155	115,793	54,355	18,966	124,332	3,366	37,605	4,800
	比 較	0	△ 1,704	0	0	△ 9,337	△ 1,326	0	0
	区 分	児童手当	期末手当	勤勉手当	退職手当				
	補正後	千円 17,020	千円 431,898	千円 331,048	千円 564,987				
	補正前	17,020	439,498	339,218	438,920				
	比 較	0	△ 7,600	△ 8,170	126,067				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	人 0 (275)	千円 396,926	千円 0	千円 84,578	千円 481,504	千円 58,339	千円 539,843	(職員手当等 の内訳) 期末手当 45,227千円 勤勉手当 39,351千円
補正前	0 (275)	436,301	0	102,494	538,795	58,339	597,134	
比 較	0 (0)	△ 39,375	0	△ 17,916	△ 57,291	0	△ 57,291	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数で外書です。

(2) 会計年度任用職員以外の職員における給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別明細		説 明	備 考			
	千円		千円					
給 料	△28,300	その他の増減分	△28,300	人事異動等による減額				
職員手当等	97,930	退職に伴う増減分	126,067	退職者の増加に伴う退職手当の増額	地域手当	△1,704 千円	勤勉手当	△8,170 千円
		その他の増減分	△ 28,137	人事異動等による減額	超過勤務手当	△ 9,337 千円	退職手当	126,067 千円
					管理職特別勤務手当	△ 1,326 千円		
					期末手当	△7,600 千円		

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	997,100	11,915,932	1,004,100	11,922,932
(1) 総 務	22,900	4,290,253	20,500	4,287,853
(4) 農 林 水 産	66,100	112,817	43,800	90,517
(5) 土 木	395,500	1,266,926	454,200	1,325,626
(6) 公 営 住 宅	27,400	238,900	26,700	238,200
(8) 教 育	302,200	3,691,006	275,900	3,664,706
計	1,066,296	21,702,975	1,073,296	21,709,975

参 考

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 市税	8,710,363		8,710,363	28.7
2 地方譲与税	169,180	932	170,112	0.6
3 利子割交付金	4,800		4,800	—
4 配当割交付金	45,700		45,700	0.2
5 株式等譲渡所得割交付金	43,200		43,200	0.1
6 法人事業税交付金	173,800		173,800	0.6
7 地方消費税交付金	1,394,100		1,394,100	4.6
8 ゴルフ場利用税交付金	37,200		37,200	0.1
9 環境性能割交付金	33,500		33,500	0.1
10 地方特例交付金	276,889		276,889	0.9
11 地方交付税	4,281,076	296,528	4,577,604	15.1
12 交通安全対策特別交付金	8,000		8,000	—
13 分担金及び負担金	57,937		57,937	0.2
14 使用料及び手数料	334,581		334,581	1.1
15 国庫支出金	6,976,976	9,310	6,986,286	23.0
16 府支出金	2,494,150	△40,524	2,453,626	8.1
17 財産収入	38,466	399	38,865	0.1
18 寄附金	1,323,411	44	1,323,455	4.4
19 繰入金	2,628,114	△380,055	2,248,059	7.4
20 諸収入	427,881	△24,231	403,650	1.3

(単位：千円・%)

21 市債	1, 006, 196	7, 000	1, 013, 196	3. 3
22 繰越金	17, 618		17, 618	0. 1
歳 入 合 計	30, 483, 138	△130, 597	30, 352, 541	100. 0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
1 議会費	214,203	△3,500	210,703	0.7
2 総務費	3,309,804	76,332	3,386,136	11.2
3 民生費	14,343,474	△29,266	14,314,208	47.1
4 衛生費	2,250,830	△184,181	2,066,649	6.8
5 農林水産業費	223,574	△30,000	193,574	0.6
6 商工費	261,434	3,275	264,709	0.9
7 土木費	2,365,935	15,494	2,381,429	7.9
8 消防費	852,998	52,966	905,964	3.0
9 教育費	2,900,050	△131,711	2,768,339	9.1
10 公債費	2,229,778		2,229,778	7.4
11 諸支出金	1,511,058	99,994	1,611,052	5.2
12 予備費	20,000		20,000	0.1
歳 出 合 計	30,483,138	△130,597	30,352,541	100.0

議案第 20 号

令和 6 年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50, 581 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 721, 503 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		947,142	50,581	997,723
	1 他会計繰入金	947,142	50,581	997,723
歳入合計		7,670,922	50,581	7,721,503

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 予備費		15,021	50,581	65,602
	1 予備費	15,021	50,581	65,602
歳 出	合 計	7,670,922	50,581	7,721,503

令和 6 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
6 繰入金		947,142	50,581	997,723			
(1) 他会計繰入金		947,142	50,581	997,723			
	1) 一般会計繰入金	947,142	50,581	997,723	3. 産前産後保険料繰入金	581	産前産後保険料繰入金
					7. その他一般会計繰入金	50,000	その他一般会計繰入金
歳 入 合 計		7,670,922	50,581	7,721,503			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金

歳 出

款 8 予備費 項 1 予備費 (単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
8 予備費	15,021	50,581	65,602	50,581		
				繰入金 50,581		
(1) 予備費	15,021	50,581	65,602	50,581		
				繰入金 50,581		
1) 予備費	15,021	50,581	65,602	50,581		
				繰入金 50,581		
[1] 予備費	15,021	50,581	65,602	50,581		保険年金課
				繰入金 50,581 [産前産後保険料繰 入金 581] [その他一般会計繰 入金 50,000]		
歳 出 合 計	7,670,922	50,581	7,721,503			
				繰入金 50,581		

議案第 2 1 号

令和 6 年度大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度大阪府泉南市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6, 1 7 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 5 8, 8 9 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 5 日提出

泉南市長 山 本 優 真

第 1 表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		254,878	△ 6,173	248,705
	1 一般会計繰入金	254,878	△ 6,173	248,705
歳入合計		1,265,069	△ 6,173	1,258,896

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,234,415	△ 6,173	1,228,242
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,234,415	△ 6,173	1,228,242
歳 出	合 計	1,265,069	△ 6,173	1,258,896

令和 6 年度

大阪府泉南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳

入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 繰入金		254, 878	△6, 173	248, 705			
(1) 一般会計繰入金		254, 878	△6, 173	248, 705			
	2) 保険基盤安定繰入金	227, 388	△6, 173	221, 215	1. 保険基盤安定繰入金	△6, 173	保険基盤安定繰入金
歳 入 合 計		1, 265, 069	△6, 173	1, 258, 896			

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

歳 出

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金 項 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 234, 415	△6, 173	1, 228, 242	△6, 173		
				繰入金 △6, 173		
(1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 234, 415	△6, 173	1, 228, 242	△6, 173		
				繰入金 △6, 173		
1) 後期高齢者医療 広域連合納付金	1, 234, 415	△6, 173	1, 228, 242	△6, 173		
				繰入金 △6, 173		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△6, 173	
[1] 後期高齢者医療 広域連合納付事 業	1, 234, 415	△6, 173	1, 228, 242	△6, 173		保険年金課
				繰入金 △6, 173 [保険基盤安定繰入 金 △6, 173]		
				節 区 分	金 額	
				18. 負担金、補助及び 交付金	△6, 173	保険料等負担金
歳 出 合 計	1, 265, 069	△6, 173	1, 258, 896			
				繰入金 △6, 173		

